

江田島市
都市計画マスターPLAN
(案)

令和8（2026）年3月

江田島市

目次

序 章 計画の目的と位置付け.....	1
1 計画の目的.....	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の対象区域	2
4 計画の目標年次	2
第1章 現況と課題.....	3
1 江田島市の現況	3
2 全国的な潮流や社会情勢の変化	15
3 都市づくりの主要課題	17
第2章 将來の都市構造.....	19
1 まちづくりの方向性	19
2 将來の都市像	21
3 将來の都市構造	22
4 将來の都市構造の実現するための基本方針	26
第3章 全体構想.....	28
1 土地利用の方針	28
2 交通体系の方針	31
3 都市環境形成の方針	35
4 身近な生活環境づくりの方針	41
5 安全・安心の都市づくりの方針	42
6 新たな交流・連携づくりの方針	43
第4章 地域別構想.....	44
1 地域区分	44
2 東部エリア	45
3 西部エリア	51
4 中部東エリア	57
5 中部西エリア	63
6 南部エリア	69
第5章 計画の推進方策.....	75
1 協働によるまちづくりの推進	75
2 総合的・効率的な都市づくりの推進	76
3 定期的な分析・評価と見直し	79
参考資料.....	

1 計画の目的

都市計画は、都市における合理的な土地利用の確保、道路、公園、下水道などの都市施設の整備、土地区画整理事業などの市街地整備などにより、快適な都市生活や機能的な都市活動を確保するもので、都市の健全な発展を図る上で大切な役割を担っています。

都市計画マスターplanは、こうした都市計画を実施する上での基本となるもので、都市の将来ビジョンを明らかにするとともに、この実現に向けた土地利用の方針、都市施設の整備方針、市街地の整備、開発、保全の方針などを定め、都市計画に係る具体的な施策を総合的、計画的に推進するための基本的な方針とするものです。

また、平成 26（2014）年に都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）が改正され、人口減少や少子高齢化の現状を踏まえ、市町村がコンパクトなまちづくりを推進するための「立地適正化計画」を作成することができることになり、より人口減少や、少子高齢化、居住者の生活を支える生活サービス施設や公共交通の維持が重要視されています。

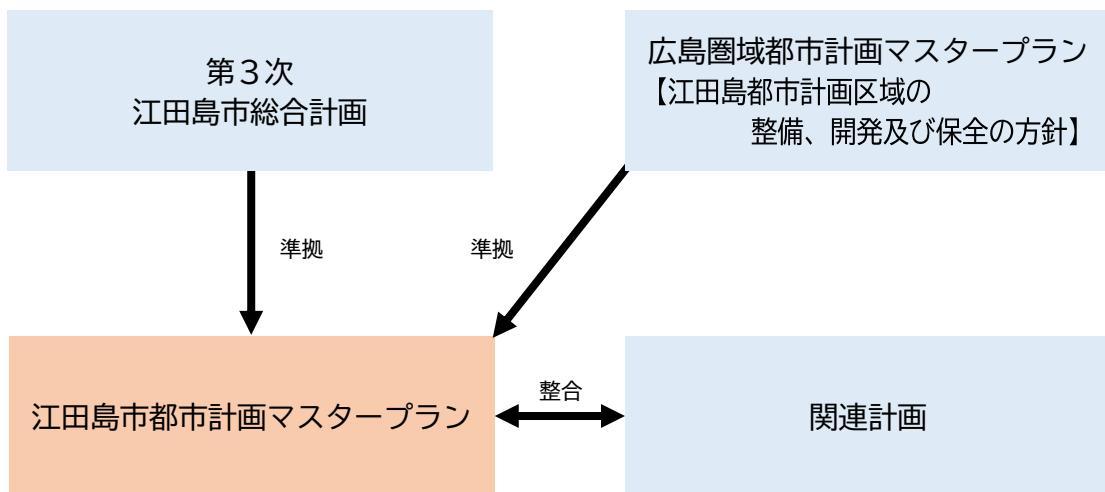
本市は、第 3 次江田島市総合計画（令和 7（2025）年 3 月策定）において、「豊かな恵みとぬくもりで みんなが輝き活躍できる えたじま」を将来像とし、公共交通や日常生活の利便性、就職の場や医療等の充実、人口の確保やまちの賑わいづくりが求められています。

このため、本市全体としての都市計画マスターplanを策定し、都市計画施設の見直し、賑わいのある都市の形成に向けた施策などを決定するとともに、人口減少及び少子高齢化に伴う都市計画を取り巻く状況変化を踏まえた新たな方針を策定することを目的としています。

2 計画の位置づけ

本計画は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として位置づけ、江田島市総合計画、広島圏域都市計画マスタープランなどの上位計画に準拠して策定します。

(広島県策定)



3 計画の対象区域

本計画の対象区域は、都市としての一体的な土地利用の推進と都市機能の配置、地域資源の活用、都市計画の適切な運用等を考慮し、全市域とします。

4 計画の目標年次

本計画は、令和7(2025)年を基準年次、令和17(2035)年を目標年次、計画期間10年として策定します。

○基準年次：令和7(2025)年

○目標年次：令和17(2035)年

1 江田島市の現況

1-1 人口・産業等の動向

(1) 総人口の推移

- ・総人口は、減少傾向にあり令和2(2020)年では21,930人となっています。国立社会保障・人口問題研究所による推計値(令和5(2023)年推計)でも、減少傾向が続くとされており、令和32(2050)年では10,232人まで減少することが予測されています。
- ・地域別にみると、各地域とも減少傾向になっており、平成27(2015)～令和2(2020)年の5年間の減少率は、江田島町が9.5%、能美町が10.3%、沖美町が9.8%、大柿町が10.2%となっています。

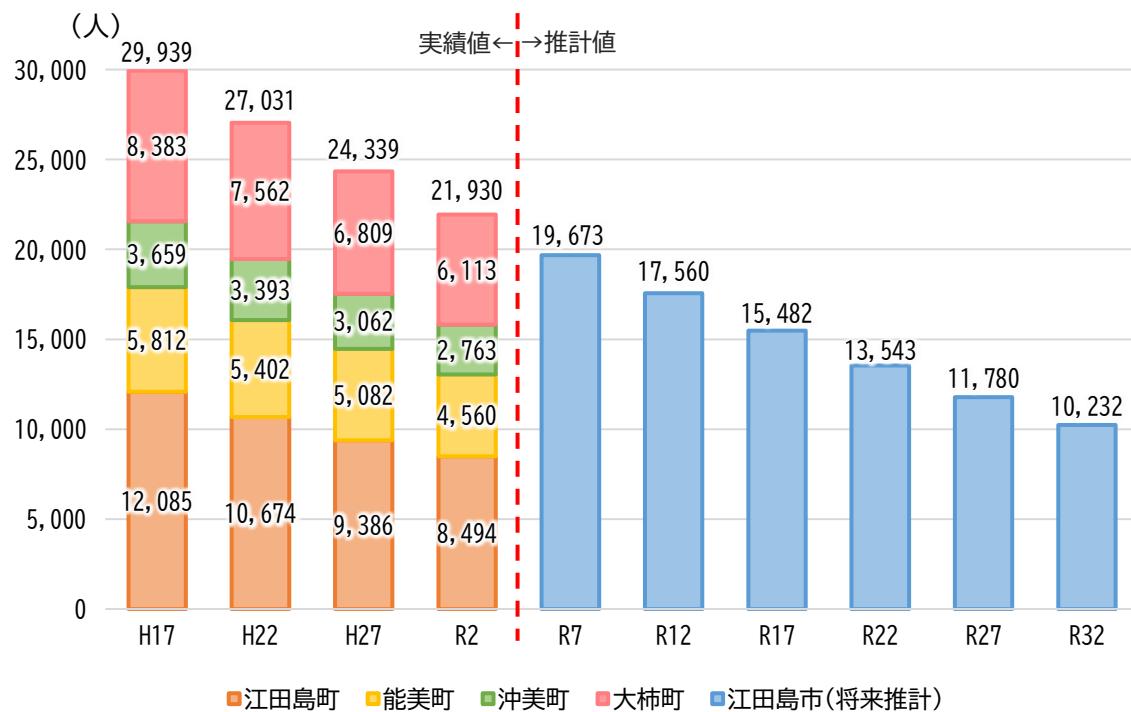


図 総人口推計

資料：H17～R2 国勢調査、R7～R32 国立社会保障・人口問題研究所

(2) 年代別人口の動向

- 年齢三区分別人口割合は、0～14歳、15～64歳は減少傾向、65歳以上は上昇傾向にあります。
- 令和2(2020)年の江田島市と広島県の高齢化率を比べると、江田島市が14.6ポイント高くなっています。
- 地域別の年齢三区分別人口割合では、各地域0～14歳、15～64歳は減少傾向になっています。
- 高齢化率は上昇傾向となっており、令和2(2020)年で、江田島町41.3%、能美町41.8%、沖美町50.8%、大柿町45.0%となっています。

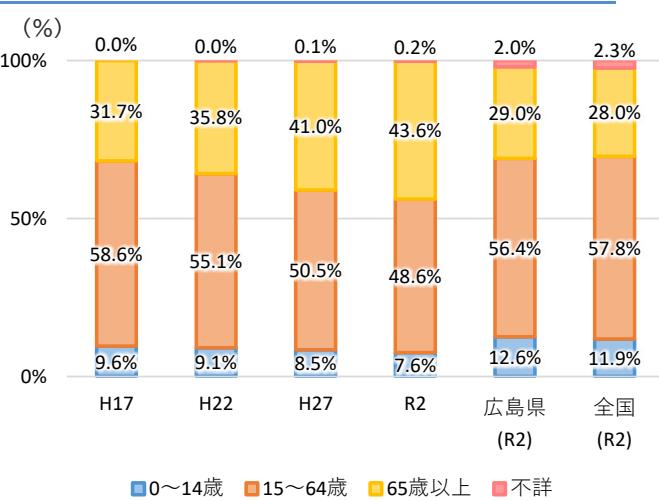


図 年齢三区分別人口割合の推移

資料：国勢調査

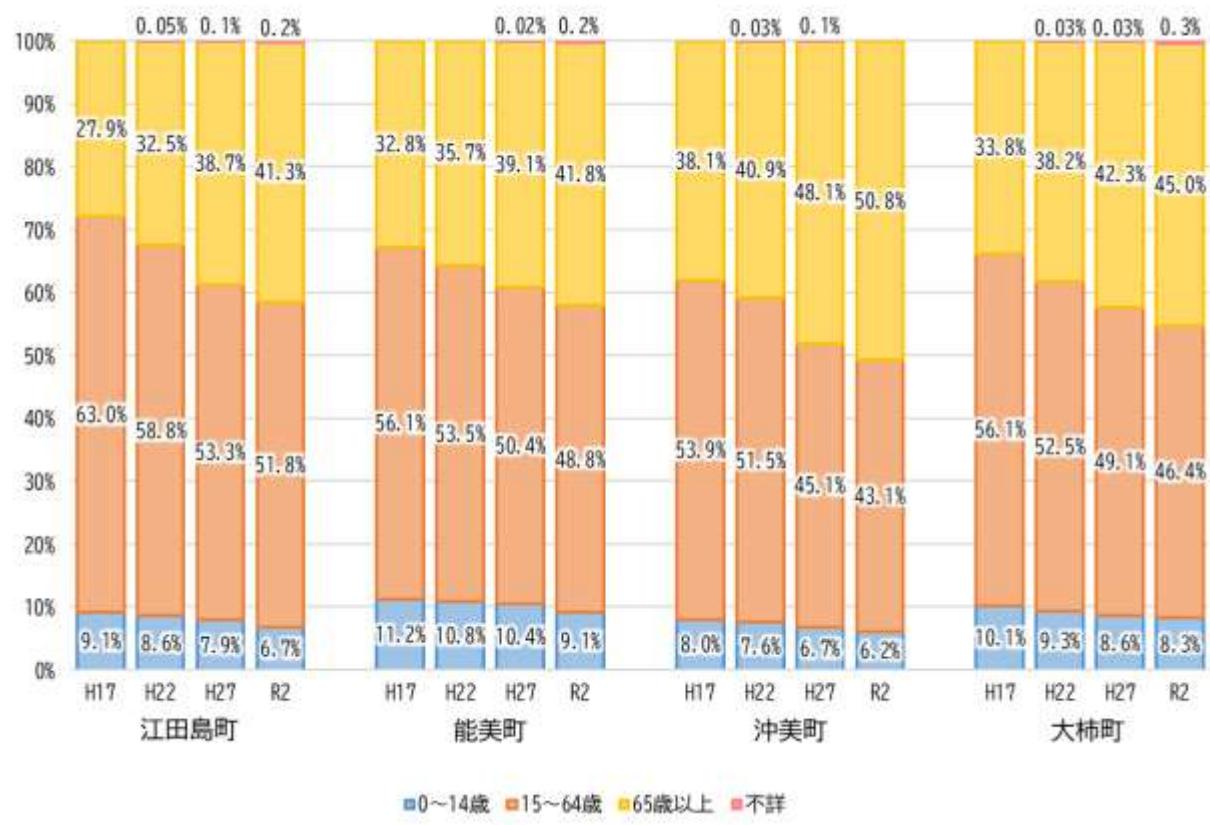


図 地域別年齢三区分別人口割合の推移

資料：各年国勢調査

1－2 世帯数の動向

- ・世帯数は、減少傾向にあり、令和2(2020)年は10,141世帯となっています。
- ・平成27(2015)年～令和2(2020)年の減少率は、江田島町5.6%、能美町5.9%、沖美町4.3%、大柿町6.0%となっています。

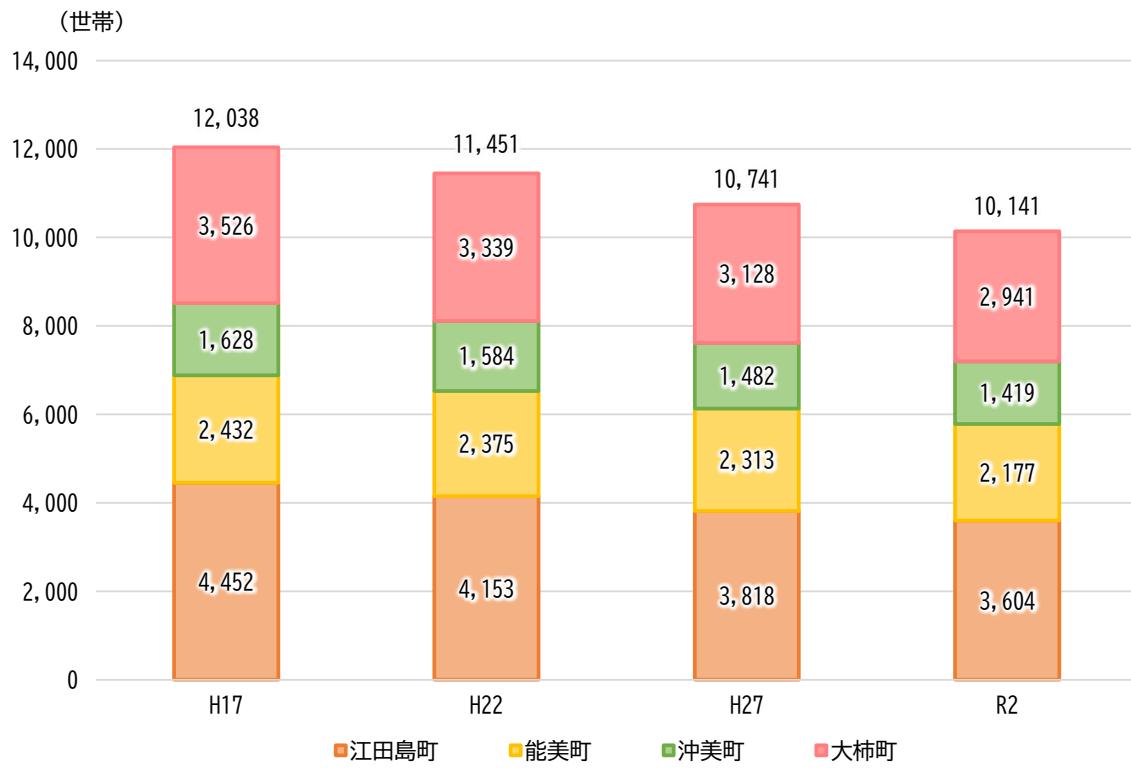


図 世帯数の動向

資料：各年国勢調査

1 – 3 就業者数

- ・就業者数は、減少傾向にあり平成17(2005)年から4,039人減少し、令和2(2020)年では10,498人となっています。
- ・産業別就業者数は、どの産業も減少傾向にあり第三次産業の減少数が大きくなっています。
- ・産業別就業者数割合は、第三次産業が68.6%と最も多くなっており約7割を占めています。

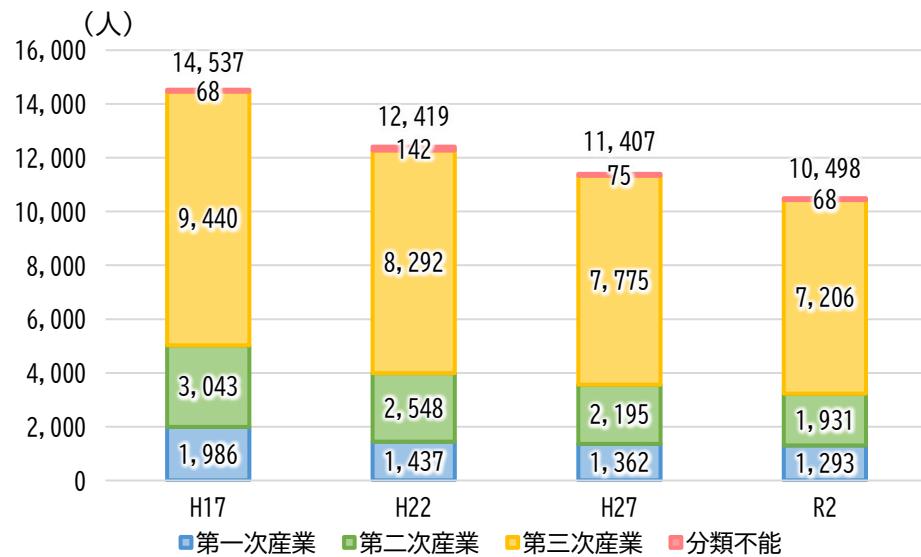


図 産業別就業者数の推移

資料：各年国勢調査

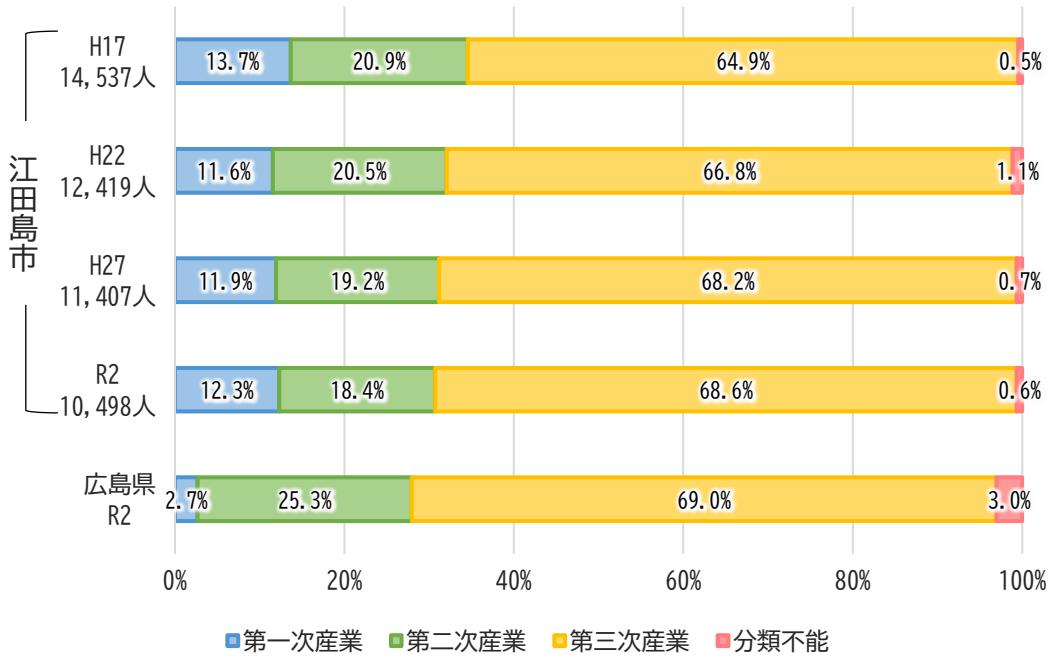


図 産業別就業者数割合の推移

資料：各年国勢調査

1-4 通勤・通学の動向

(1) 通勤・通学者の現況

- ・15歳以上の就業者・通学者の通勤・通学先は下記のとおりです。
- ・就業者は、約8割が市内に従業し（自宅を含む）、市外への通勤者は呉市 10.3%が最も多く、次に広島市 8.0%、府中町 0.3%、東広島市 0.3%となっています。
- ・通学者は、市内の割合が 30.1%と低く、広島市 42.4%が最も多くなっています。
- ・平成 17(2005)年との増減数について、就業者は全体的に減少しています。通学者は、坂町への移動が 13 人増加して、その他の地域は減少しています。



図 通勤の現状

資料：H17、R2 国勢調査



図 通学の現状

資料：H17、R2 国勢調査

(2) 流入通勤・通学者の現況

- ・江田島市に通勤・通学をする就業者・通学者は下図のとおりです。
- ・市に来る就業者は、全体で 1,671 人（不詳を除く）となっており、呉市 1,014 人と最も多く、次に広島市 419 人、東広島市 52 人となっています。
- ・市に来る通学者は、12 人（不詳を除く）で、呉市 8 人、広島市 4 人となっています。
- ・平成 17(2005)年との増減数は、就業者は広島市が 57 人増加、府中町が 1 人増加、坂町が増減なし、呉市 42 人減少、東広島市 5 人減少しています。通学者は、減少していく呉市 33 人、広島市 4 人減少しています。

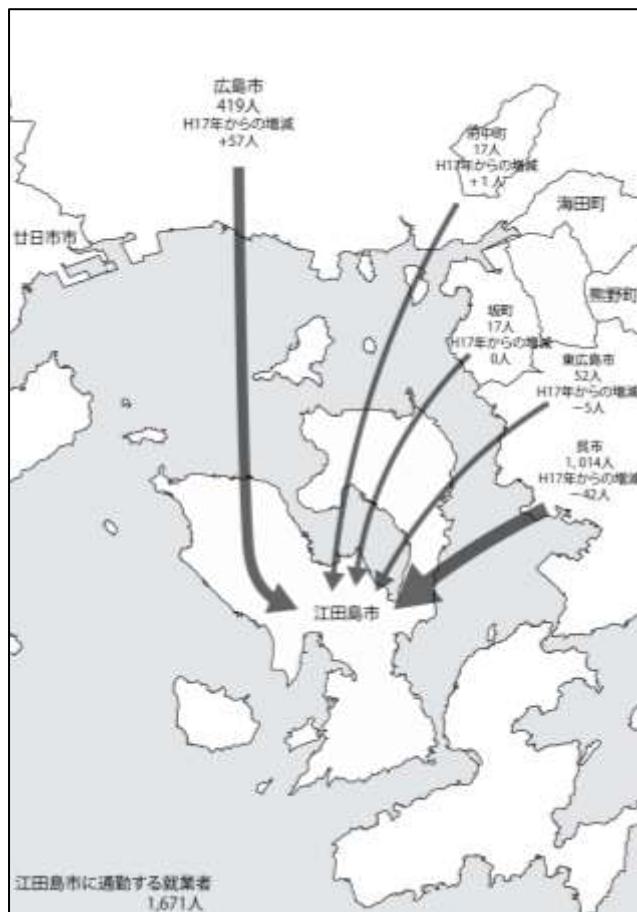


図 流入就業者の現状

資料：H17、R2 国勢調査



図 流入通学者の現状

資料：H17、R2 国勢調査

1－5 都市計画の状況

(1) 用途地域

- ・用途地域は、197.1ha 指定されています。そのうち、住居系用途地域は 157.1ha (79.7%)、商業系用途地域は 18.8ha (9.5%)、工業系用途地域は 21.2ha (10.8%) となっています。

表 用途地域の指定状況 (R 7現在)

用途地域種別			指定面積	構成比
住居系	住居系	第一種中高層住居専用地域	19.2 ha	9.7%
		第二種中高層住居専用地域	60.1 ha	30.5%
		第一種住居地域	77.8 ha	39.5%
	小計		157.1 ha	79.7%
商業系	商業系	近隣商業地域	18.8 ha	9.5%
工業系	工業系	準工業地域	21.2 ha	10.8%
計			197.1 ha	100.0%

資料：江田島市資料

(2) 都市公園

- ・都市公園は、街区公園6か所、近隣公園3か所、地区公園、運動公園、特殊公園がそれぞれ1ヶ所の計約 38.68ha を都市計画決定しており、整備済み面積は約 16.38ha (整備率約 42.3%) となっています。

表 都市公園の整備状況 (R 7現在)

種別	名称	面積 (計画決定)	面積 (整備済み)
街区公園	向側公園	約 0.23 ha	約 0.23 ha
	中郷公園	約 0.13 ha	約 0.13 ha
	ハタカミ公園	約 0.12 ha	約 0.12 ha
	津久茂公園	約 0.14 ha	約 0.14 ha
	秋月公園	約 0.24 ha	約 0.24 ha
	秋月北公園	約 0.12 ha	約 0.12 ha
近隣公園	江田島中央公園	約 1.2 ha	約 1.2 ha
	鷺部公園	約 1.1 ha	約 1.1 ha
	古鷹公園	約 1.0 ha	0.0 ha
地区公園	江田島公園	約 6.0 ha	約 4.6 ha
運動公園	江田島市総合運動公園	約 21.1 ha	約 8.5 ha
特殊公園	古鷹記念公園(風致公園)	約 7.3 ha	0.0 ha
計		約 38.68 ha	約 16.38 ha

資料：江田島市資料

(3) 土地利用現況

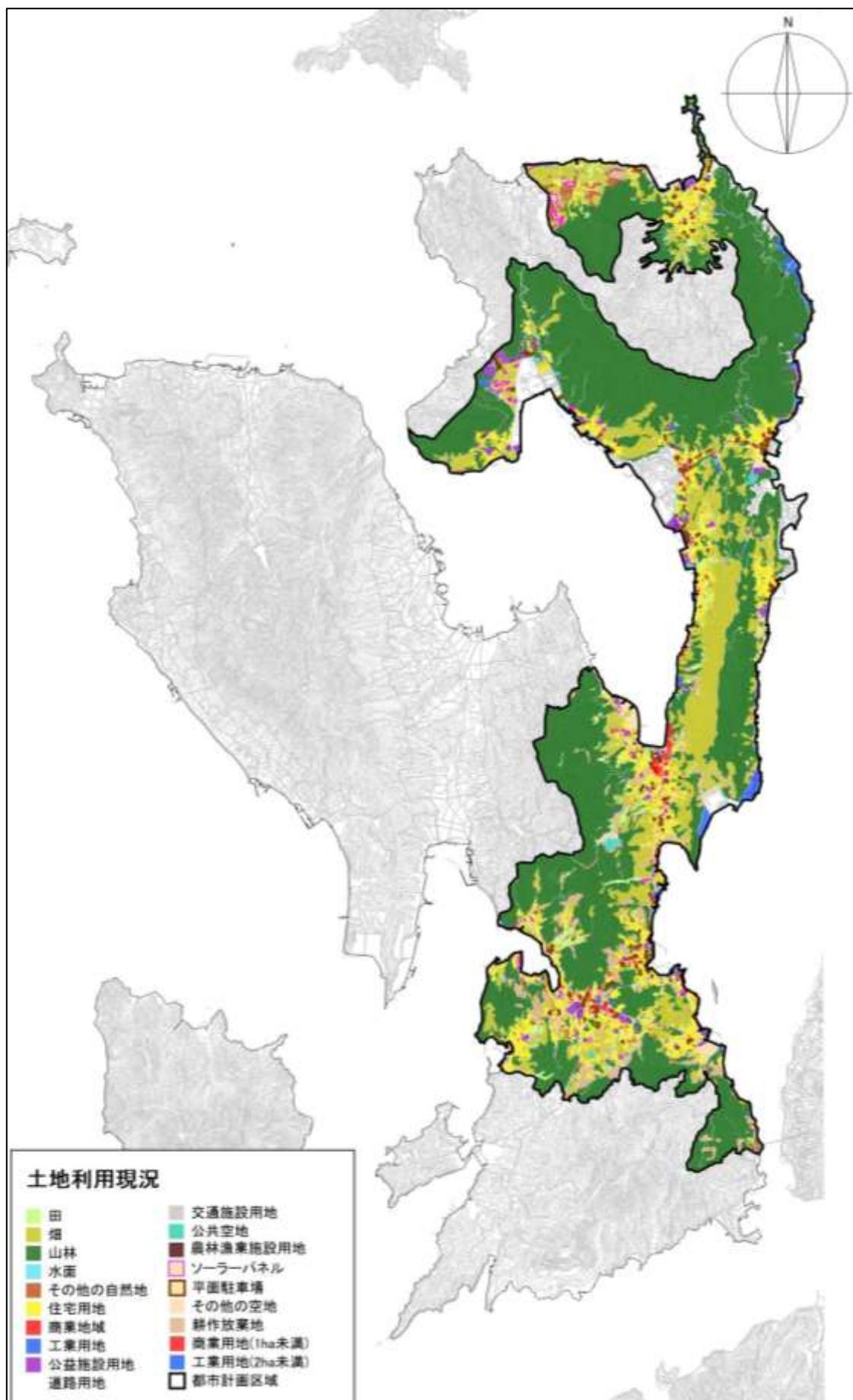
- ・土地利用現況を見ると、自然的土地利用で最も多いのが山林 1908.31ha となっており、次いで畠 585.89ha、耕作放棄地 107.04ha と続いています。
- ・都市的土地利用で最も多いのは、住宅用地 331.28ha となっており、次いで道路用地 149.93ha、その他の公的施設用地 145.44ha と続いています。

表 区域別土地利用現況

各種区域		都市計画区域	非線引き 用途地域	非線引き 用途白地
自然的 土地 利用	農地	田	39.16ha	3.36ha
		畠	585.89ha	24.10ha
		山林	1,908.31ha	23.05ha
		水面	16.81ha	1.58ha
		耕作放棄地	107.04ha	0.15ha
		その他の自然地	53.80ha	3.09ha
都市的 土地 利用	宅地	住宅用地	331.28ha	82.07ha
		商業用地 (1ha 以上)	5.64ha	0.00ha
		商業用地 (1ha 未満)	23.56ha	3.90ha
		工業用地 (2ha 以上)	18.10ha	0.95ha
		工業用地 (2ha 未満)	34.30ha	4.91ha
		農林漁業施設用地	2.88ha	1.31ha
		公益施設用地	59.52ha	22.68ha
		道路用地	149.93ha	24.59ha
		交通施設用地	3.68ha	1.86ha
		公共空地	22.80ha	6.76ha
		その他の公的施設用地	145.44ha	0.90ha
		その他の空地	44.77ha	5.80ha
		合計	3,552.91ha	211.05ha
		可住地	3,077.20ha	148.65ha
		非可住地	475.71ha	62.40ha
		低未利用土地	34.28ha	7.97ha
				26.31ha

※R5 都市計画基礎調査より集計

※都市計画区域外は土地利用現況調査を実施していない。



土地利用現況図

資料：江田島市資料

(4) 建物用途

- ・区域別建物用途を見ると、ほとんどの施設は「非線引き用途白地」に多くなっていますが、官公庁施設のみ「非線引き用途地域」に多くなっています。

表 区域別建物用途

各種区域	都市計画区域	非線引き 用途地域	非線引き 用途白地	都市計画区域外
業務施設	492 棟	118 棟	374 棟	172 棟
商業施設	232 棟	69 棟	163 棟	125 棟
宿泊施設	9 棟	3 棟	6 棟	1 棟
商業系用途複合施設	21 棟	0 棟	21 棟	12 棟
住宅	8,978 棟	2,942 棟	6,036 棟	3,514 棟
共同住宅	186 棟	66 棟	120 棟	87 棟
店舗等併用住宅	116 棟	52 棟	64 棟	34 棟
店舗併用共同住宅	2 棟	0 棟	2 棟	1 棟
作業所併用住宅	0 棟	0 棟	0 棟	3 棟
官公庁施設	41 棟	32 棟	9 棟	11 棟
文教厚生施設	327 棟	102 棟	225 棟	127 棟
運輸倉庫施設	261 棟	30 棟	231 棟	76 棟
工場	263 棟	0 棟	263 棟	16 棟
農林漁業用施設	533 棟	15 棟	518 棟	263 棟
供給処理施設	74 棟	3 棟	71 棟	14 棟
防衛施設	474 棟	4 棟	470 棟	0 棟
その他	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
不明	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
合計	12,009 棟	3,436 棟	8,573 棟	4,456 棟
空家	689 棟	222 棟	467 棟	355 棟

資料：R5 都市計画基礎調査

1－6 土砂災害関連法規制の状況

(1) 土砂災害

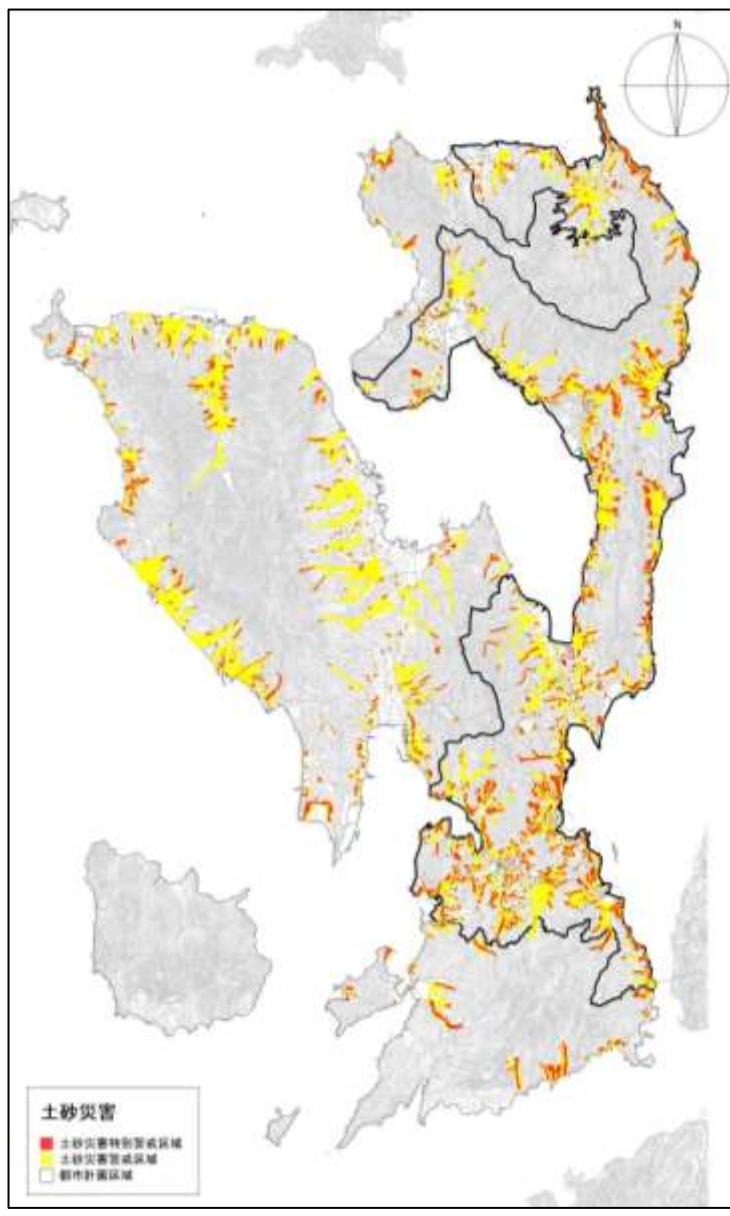
- ・山沿いを中心に、土砂災害のエリアが広く指定されています。
- ・一方、中町、飛渡瀬、鹿川といった平地では土砂災害のエリアはありません。

表 土砂災害のエリアの範囲（R 7現在）

各種区域	行政区域	都市計画区域	非線引き用途地域	非線引き用途白地	都市計画区域外
土砂災害警戒区域	1,259.2ha	673.2ha	98.2ha	575.1ha	586.0ha
土砂災害特別警戒区域	242.4ha	153.0ha	17.4ha	135.6ha	89.4ha

※四捨五入の関係により合計は一致しない

資料：広島県 Dobox



1-7 都市機能の立地状況

- 江田島市の都市機能を持つ施設の立地状況について、公共施設 62.7%、公園・レジャー施設 65.3%、病院・医療施設 54.1%と高い人口カバー率となっており、介護・福祉施設 44.8%、商業施設 29.4%は低い人口カバー率となっています。

江田島市 (総人口：21,930人)	カバー人口	人口カバー率
1. 公共施設	13,746人	62.7%
2. 公園・レジャー施設	14,310人	65.3%
3. 病院・医療施設	11,867人	54.1%
4. 介護・福祉施設	9,821人	44.8%
5. 商業施設	6,438人	29.4%

総人口：R2 国勢調査

※カバー人口とは、各施設から半径 500m
(徒歩圏内) の範囲に住む人口のことです。

都市機能を持つ施設のカバー人口範囲（500m）

資料：江田島市資料

2 全国的な潮流や社会情勢の変化

近年、少子高齢社会の進展が本格化し、様々な分野での技術革新やグローバル化の進展、生活スタイルの多様化、都市運営コストの増大など、江田島市を取り巻く環境が多様化・複雑化しています。さらに、地球温暖化対策や脱炭素社会への取組の重要性が増し、自然災害の激甚化・頻発化など、都市づくり、地域づくりを取り巻く環境は益々厳しさを増しています。

(1) 人口減少、超高齢化社会

- 我が国の総人口は、戦後から増加が続いていましたが、2008年の1億2,808万人をピークに減少に転じ、2020年10月現在では1億2,622万人となっています。年齢構成別では、65歳以上人口は増加が続いており、2020年には3,603万人となっており、65歳以上人口が総人口に占める割合も2000年の17.4%から2020年では28.6%まで上昇しています。
- 社人研による令和5年推計によると、江田島市の人口は令和7年には2万人を割り込み、令和22年には約13,000人まで減少する予測となっています。



人口の推移と将来予測

資料：江田島市資料

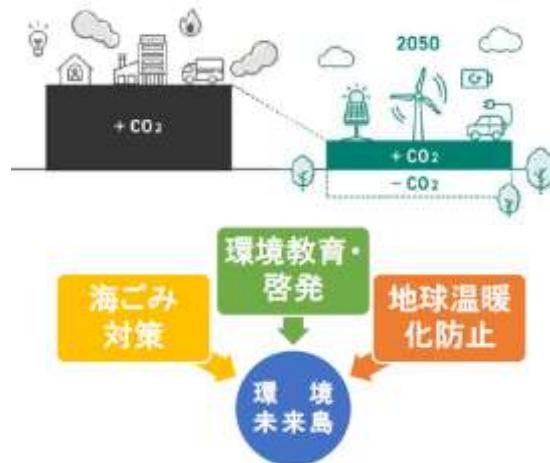
(2) 技術革新 (Society5.0など)

- これからの行政には、既存の業務をAIやロボットなど新たな技術を活用してオンライン化・デジタル化・自動化することにより最大限に効率化させ、市の業務効率化や市民サービスの向上に取り組んでいくことが求められています。
- 都市づくりの分野においても、インフラ施設や公共施設など様々な施設に導入することで、都市マネジメントの高度化を図り生活の質の向上を目指すスマートシティ化やDX化が求められています。



(3) 地球温暖化対策・脱炭素社会

- ・地球温暖化は、世界規模の重要課題であると同時に、我々の暮らしに密接に関わる問題です。脱炭素社会の実現に向けて、徒歩や自転車、公共交通機関の利用促進やネットワークの充実、持続的な農林業の仕組みづくり、バイオマスや自然エネルギー等の活用による環境負荷低減に向けた取組が求められています。
- ・江田島市においても、令和4年3月に、地球温暖化への取組をより一層推進し、快適な暮らしの実現を目指すため、第二次江田島市環境基本計画を策定しました。
- ・計画の推進に当たり、持続可能な環境づくりに向けた様々な施策や目標を達成するため、今後10年間で重視するべき対策について、3つの重点プロジェクトとして取り組むこととしています。



(4) 新しい生活様式への対応、移住・定住、関係人口・交流人口の拡大

- ・オンラインの普及によるテレワークの進展など、ニューノーマルに対応した新たな暮らしや働き方、それを支える都市づくりが見られるようになっています。また、移住・定住の促進や関係人口・交流人口の拡大などによる地方創生の取組が見られるようになっています。
- ・江田島市では空き家バンクの制約数が増加し、移住者が魅力的な店舗を営む等、地域に活力を与えています。また、近年では企業の研修施設や宿泊施設、IT企業等、個性的な事業者が江田島市に開業・進出し、雇用創出や観光消費額の増加に寄与しています。

(5) SDGs・持続可能なまちづくり

- ・持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す持続可能な開発目標（SDGs）のもと、プラスチック製品の廃棄について議論や対策が世界各国で取り組まれています。
- ・広島県においては、令和3年に「2050 輝くGREEN SEA瀬戸内ひろしま宣言」を制定し、海岸漂着量の多いプラスチック製品の使用量削減対策等の仕組み構築を目指しており、江田島市も参加しています。



(6) 頻発化・激甚化する大規模災害への対応

- ・異常気象の頻発に伴う洪水や土砂災害の発生、全国各地で発生する地震の被害等を背景として、安全・安心な都市づくりに対する市民の関心が高まっています。
- ・江田島市においても、平成30年7月豪雨の際は、846箇所の災害発生箇所、170棟の住家被害の甚大な被害を受けました。令和2年には、おおよそ1000年に1度の確率で発生する降雨により浸水が想定される想定最大規模降雨基準に対応した江田島市web版ハザードマップを作成しました。

3 都市づくりの主要課題

本市の動向と都市計画の現状、都市づくりに関する市民ニーズ、江田島市総合計画に示されている本市の主要課題などを踏まえた都市づくりの課題は、次のとおりです。

(1) 人口減少、少子高齢化社会の進展

- ・江田島市では、一貫して人口減少が続いている、今後も減少傾向が続き、令和32(2050)年には10,232人（令和2(2020)年から11,698人減）まで減少すると予測されています。
- ・このまま人口減少が進むと、労働力や地域活動の担い手の不足により、地域活力の低下や地域コミュニティの維持が困難になることが懸念されます。
- ・特に、公共交通や暮らしの不便さ、就職のしにくさ等を背景とした若者の進学や就職等に伴う都市部への流出による生産年齢人口が大きく減少しており、経済活動の停滞や都市の成長力の低下が懸念されます。

(2) 厳しい財政状況

- ・人口減少が進むと、税収が減少する一方で、市民一人当たりの社会インフラの維持管理コストの増大や、高齢化率の上昇等に伴う社会保障関係費の増大が懸念されます。
- ・市の財政状況は厳しさを増していることから、進行する人口減少を放置しておくことは、行政サービスの低下を招くとともに、市民生活に重大な影響を及ぼすことが懸念されます。

(3) 市街地の低密度化、地域拠点、生活拠点の市街地整備

- ・市街地の低密度化は、生活利便性の低下、都市基盤インフラの維持管理、行政サービスの非効率化を招きます。
- ・地域拠点や生活拠点などでも、空き家や空き地が見られるようになっており、地域拠点や生活拠点周辺で見られる低未利用地の積極的な活用や拠点の市街地整備や都市機能の維持・管理を推進していくことが必要です。

(4) 公共交通の利便性

- ・高齢化社会に伴い、運転免許証返納など、移動手段や生活に不安を抱える高齢者の増加が懸念されます。
- ・市内の公共交通は、人口減少や近年の社会情勢の変化もあり、更なる利用者の減少が懸念されます。
- ・市民意向の「住み続けたくない」の理由として、車の運転ができなくなると買い物や通院がしづらい、買い物できる場所や飲食施設が少ない等が挙げられています。



(5) 商業・産業の振興

- ・多様な価値観やライフスタイルの変化に伴い、市民が必要とする生活サービス機能や役割も多様化しています。
- ・市内では産業人口が減少傾向にあり、特に若者世代が希望する就職先が少ないことが、人口流出の一因となっています。また、市民からは買い物や飲食ができる場所が少ないとの声も挙がっており、地域の活力を維持・向上させるための産業振興が喫緊の課題となっています。

(6) 地域資源・観光資源の有効活用

- ・江田島市は、温暖な気候、牡蠣や柑橘等の産業や自然体験型の観光、文化・歴史などの固有の資源があります。
- ・これらの資源は交流人口の拡大や地域経済の活性化につながる高いポテンシャルを有しており、その魅力を最大限に引き出し、効果的につなぎ合わせて行くことが今後の課題です。
- ・移住や二地域居住の促進、関係人口の増加、観光誘客など、多様な交流やにぎわいづくりが求められます。



(7) インフラの計画的な整備と効率的な維持更新

- ・計画的なインフラ整備が進められている一方、昭和40年代より都市化に伴い整備された道路や上下水道等の社会インフラの老朽化が進行しています。
- ・少子高齢化など社会経済情勢の変化に対応した財政運営が求められる中、長寿命化に向けた適切な維持管理や防災対策などへの取組が必要となっています。

(8) 自然災害や地域環境への対応

- ・地球温暖化に伴い線状降水帯の発生等による風水害や大規模地震などの自然災害が激甚化・頻発化しており、社会インフラの適切な維持管理や更新、耐震化、地域防災力の向上が求められています。
- ・地球環境の保全、SDGsの実現が世界レベルで求められています。

(9) 市民のまちづくり意識の低下

- ・市民のまちづくりへの参加意識の低下は、自治会や市民活動の担い手不足・活動の停滞等に影響する懸念があります。
- ・特に、道路、公園、河川等の市民の身近な公共空間の維持管理や充実を図るには協働のまちづくりを進めていくことが求められています。



1 まちづくりの方向性

都市の課題に基づき、まちづくりの方向性を次のように定めます。

(1) あたたか人のつながりがあり幸福に暮らせる生活環境の構築

- ・江田島市は、地形条件によって限られた市街地を中心 に、豊かな自然環境の中で歴史と文化を重ねてきた都 市であり、地域ごとの固有の個性を生み出すあたたか 人のつながりが根付いています。
- ・今後も地域の個性と調和した幸福に暮らせる生活環 境の実現に向け、都市のリノベーションの推進や恵 まれた里海環境に育まれた産業の活性化、関係人口 の増加、観光誘客など、多様なつながりづくりが必要 です。
- ・人口減少社会に対応するため、デジタル技術を積極的に活用し、場所や時間に捉われない 効率的な市民サービスの提供や、新たな交流の機会を創出することで、持続可能で質の高 い生活環境の構築を目指します。



(2) 魅力や活力を牽引する次代を見据えた産業基盤の整備

- ・にぎわいのあるまちづくりには、地域資源の魅力を高 めるとともに、地域資源を活かした広域的な交流や身 近な連携の進展が望まれます。
- ・国や地域を越えてヒト・モノ・情報が交流する時代に おいて、江田島市の魅力の戦略的な発信や地域のP R と活力を牽引する関係人口・交流人口の拡大や移住・ 二地域居住の促進の好循環を図り、計画的な産業基盤 の整備や企業誘致、次代を見据えた新たな産業・商業 の魅力ある拠点づくりが必要です。



(3) 社会の変化に対応した持続可能なまちづくりの推進

- ・今後の人口減少・少子高齢化社会において、市街地が低密度に拡散した都市では、地域の魅 力や活力が低下し、都市基盤の維持管理等に係るコストも増大します。
- ・市街地内の都市基盤ストックの有効活用を基本として、地域拠点や生活拠点への都市機能や 居住機能の誘導、地域拠点や生活拠点とコミュニティ中心地を公共交通でつなぐコンパクト なまちづくりの推進など、持続可能なまちづくりへの取組が必要です。

(4) 安全安心に住み続けられる社会基盤マネジメントの実践

- ・地球温暖化に起因すると考えられる自然災害の激甚化・頻発化に対応するため、防災・減災対策の強化・充実に加え、脱炭素社会に向けた取組が重要となっています。
- ・最新のデジタル技術やオープンデータ等を有効に活用し、防災・減災対策や地球温暖化対策、ゼロカーボンシティの実現等の社会的課題に対応するなど、市民が安心して住み続けられる都市の社会基盤をマネジメントしていくことが必要です。



(5) まちへの愛着を育む協働のまちづくりの充実

- ・江田島市では、SDGs・持続可能なまちづくりを進めており、人口減少・少子高齢化が進む中、協働のまちづくりは、持続可能な地域社会を構築する上で重要な役割を担います。
- ・今後も、SDGsの実現を見据えつつ、市内外の江田島市に関わる全ての人のまちへの愛着の醸成、市民の地域コミュニティや身近なまちづくりへの参加意識の向上などにより、市民、事業者、行政の協働によるまちづくりが必要です。

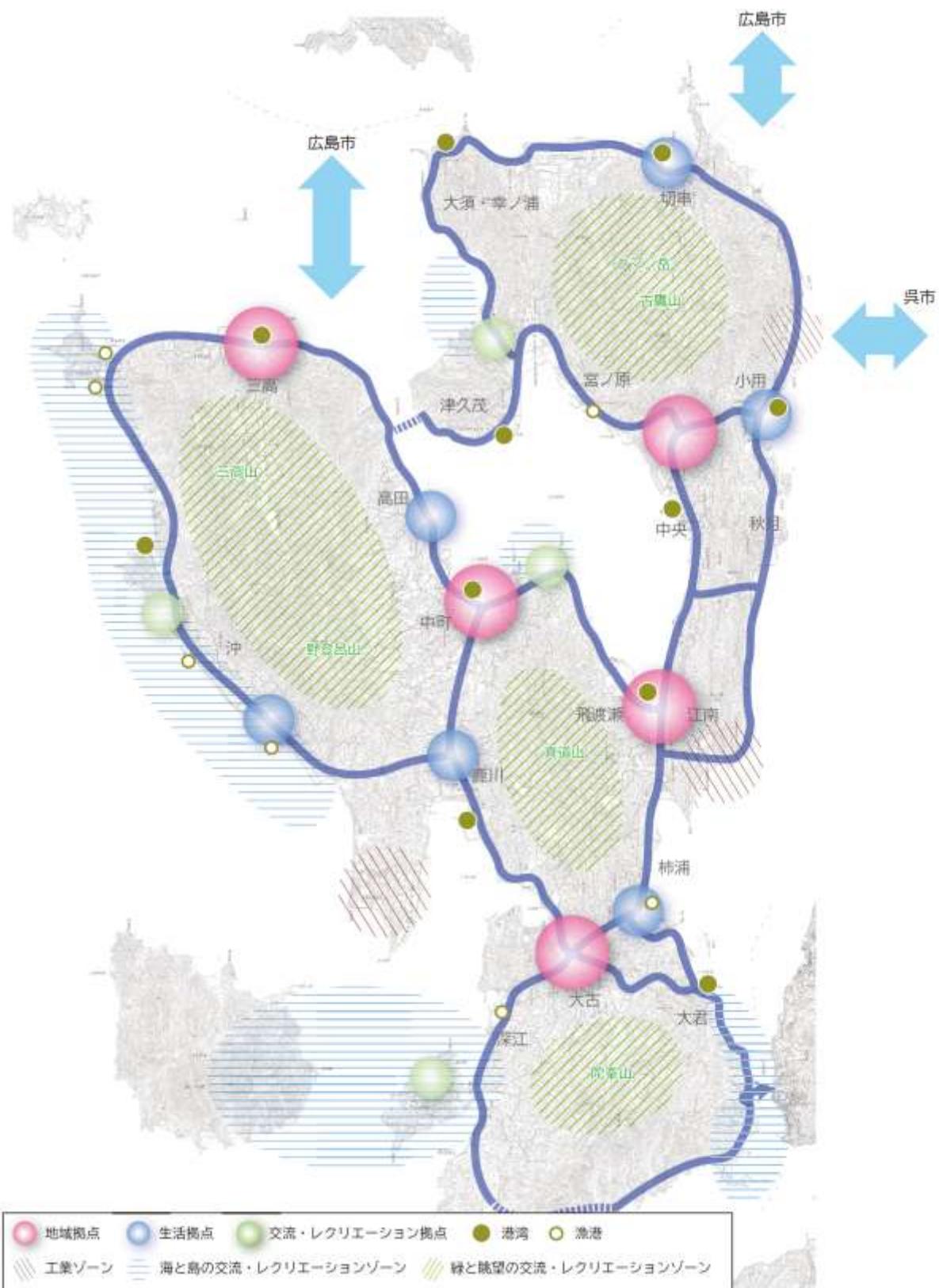
2 将來の都市像

都市計画マスターplanは、上位計画である第3次江田島市総合計画と連動して進めていくこととなるため、第3次江田島市総合計画の「将來像」を将來の都市像として位置付けます。



3 将來の都市構造図

都市構造とは、都市の骨格を自然的、社会的要素や土地利用、都市機能の配置など、空間的、概念的に表したもので。江田島市総合計画のめざす姿である「豊かな恵みとぬくもりで みんなが輝き活躍できる えたじま」の実現に向け、本市の将来的な都市構造図は、「地域拠点」、「生活拠点」、「コミュニティ拠点」を基本に、これらと連携する「交流・レクリエーション拠点」や「工業ゾーン」等を配置し構成します。



(1) 『地域拠点』『生活拠点』『コミュニティ拠点』

① 『地域拠点』(5地区)

- ・市民センター等の行政サービス機能や大規模商業施設などが集積し、日常生活を支える機能に加え、市民生活の基盤となる主要な都市機能が集約された地区を「地域拠点」として位置づけ、それぞれの拠点の特性に応じた機能の維持に努めます。

② 『生活拠点』(6地区)

- ・航路やバス路線などによる交通結節点としての役割を担いつつ、市民の交流活動や身近なコミュニティを支える機能が立地することで、広域的なサービスを担う「地域拠点」を補完する地区を「生活拠点」として位置づけ、それぞれの拠点の特性に応じた機能の維持に努めます。

③ 『コミュニティ拠点』(18地区)

- ・基礎的なコミュニティの範囲を『コミュニティ拠点』に位置づけ、集会・交流機能等の維持に努めます。
- ・この18地区的『コミュニティ拠点』は、内閣府が推進する「小さな拠点」の考え方に基づき、住民の身近な集会・交流機能を維持する場所として位置づけています。

(2)『地域拠点』『生活拠点』『コミュニティ拠点』と連携した拠点・ゾーン

地域・生活・コミュニティの各拠点が、市民の日常生活や行政サービスを支える役割を担うのに対し、交流・レクリエーション拠点は、本市の豊かな自然や資源を活かした観光・交流や市民の余暇活動の促進を主な目的とします。これら生活機能を支える拠点と連携し、市の魅力向上や交流人口拡大に寄与する補完的な役割を持つものとして位置付けます。

①『交流・レクリエーション拠点』(4地区)

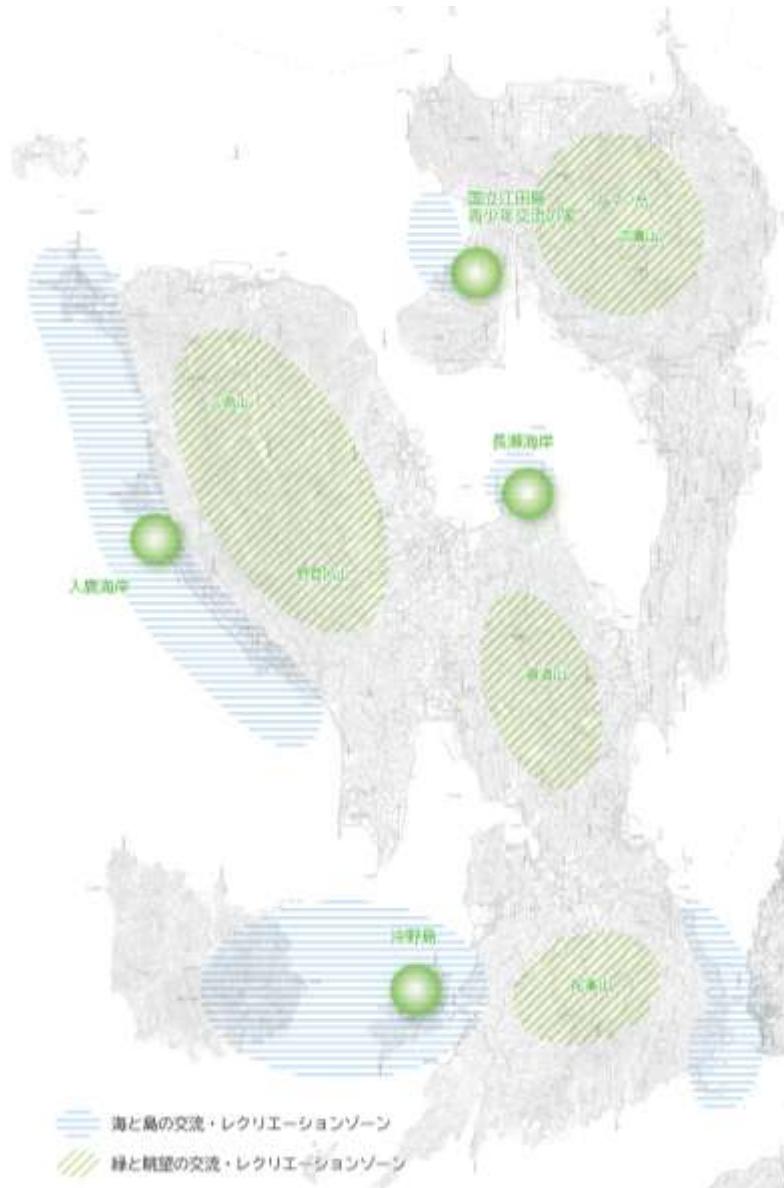
- ・国立江田島青少年交流の家周辺、長瀬海岸、入鹿海岸、沖野島を交流・レクリエーション拠点として位置づけ、滞在型観光・交流の拠点としての環境保全に努めます。

■海と島の交流・レクリエーションゾーン

- ・海と島の自然を生かしながら、自然観察や探勝の場・ルート、海水浴場、マリーナ、宿泊・滞在の場など、本市の魅力づくりと交流人口の拡大につながる交流・レクリエーションゾーンの環境保全に努めます。

■緑と眺望の交流・レクリエーションゾーン

- ・山岳の自然と眺望を生かしながら、登山道や展望台、森林公園など、本市の魅力づくりと交流人口の拡大につながる交流・レクリエーションゾーンの環境保全に努めます。



②『工業ゾーン』（3地区）

・工場が集積する小用、秋月、江南、鹿川、岡大王などの地区は、工業地としての環境を整備するとともに、より地域に根づく産業となるよう、自然環境との調和や循環型社会への対応を促進します。

・工業地に近接する農業団地の生産や販売流通を支援しながら、工業と農業、観光・レクリエーションが共存するゾーンの形成を検討します。

■港湾・漁港

・港湾・漁港は、基幹産業である漁業の拠点として機能の維持・充実を図るとともに、交流や体験、レクリエーション等の場としての活用を図ります。



4 将來の都市構造の実現するための基本方針

将来の都市構造を実現するため、以下の4つの基本方針に基づき、第3章以降で示す分野別の構想を展開します。

(1) 快適に暮らせる生活環境づくり

① 身近な生活環境を守る

- ・住宅地としての快適な土地利用を維持します。
- ・徒歩や自転車でも安心して移動できる生活道路を確保、維持します。
- ・身近な公園・緑地を維持・集約します。
- ・環境と調和した上下水道を維持します。



② 災害に強く、安心して暮らせる環境を守る

- ・計画的な治山治水対策を進めます。
- ・建物の耐震化を進めます。
- ・防災拠点や避難所の機能を維持します。

③ 集会・交流機能等を維持する

- ・身近なコミュニティの集会・交流機能を維持します。
- ・自治会等の良好なコミュニティを維持します。

(2) まちの拠点づくり

① まちの拠点としての機能を確保する

- ・行政サービス機能を維持します。
- ・まちの拠点に必要な機能を維持・誘導したり、効果的な土地利用を進めるなど、計画的な土地利用を誘導します。
- ・地域の維持や雇用を支える産業の拠点を維持します。

② まちの拠点としての都市基盤を維持する

- ・拠点間のエリアでのネットワークを維持します。
- ・様々な施設や機能をつなぐバリアフリー化を推進します。
- ・憩いやにぎわいを感じられ、くつろげるオープンスペースを確保します。

③ 便利で快適に生活できる居住環境を確保する

- ・誰もが住み続けられる居住環境を確保します。

(3) みんなが便利に移動できる環境づくり

①交通結節点機能を維持する

- ・自動車、バス、船、自転車、徒歩など様々な移動手段を相互に乗継できる環境を維持します。
- ・物販や観光情報発信など、交通結節点の機能を複合化します。
- ・交通結節点へのアクセス環境を維持します。



②拠点をつなぐ幹線道路を整備する

- ・安全で円滑に移動できる交通環境を確保します。
- ・観光や交流にも役立つネットワークを確保します。

③バス等の公共交通機能を維持する

- ・広島市・呉市とつなぐ海上交通の利便性を確保します。
- ・バス、タクシー等の利便性を維持します。

(4) 誇りと愛着を育む自然環境づくり

①豊かな自然環境と調和した都市環境を維持する

- ・海岸や森林など、豊かな自然環境を保全します。
- ・連携・協働による環境負荷の少ないまちづくりを実践します。



②江田島らしい景観を守り育む

- ・瀬戸内海に育まれた海と島の美しい自然景観を保全します。
- ・豊富な歴史・文化資源を活かして心なごむ美しい景観を守ります。

③様々な交流を育み、魅力ある環境を維持する

- ・豊かな自然の中で様々な交流・継続的な関わりを促す環境を維持します。

第2章で掲げた「将来の都市構造を実現するための基本方針」を踏まえ、将来都市像の実現に向けた基本的な方針として、土地利用や都市施設整備に関する「全体構想」を定めます。

1 土地利用の方針

- ・本市の住みよさや安心・安全、活力、魅力につながるよう、計画的な土地利用を進めます。
- ・無秩序な開発・市街化を抑制し、市街地環境の整備・改善や計画的な土地利用を進めるため、用途地域の指定、地区計画の導入など、都市計画制度の適切かつ効果的な運用を図ります。
- ・自然や生活環境などの調和を図るとともに、それぞれの地域あるいは市全体での位置づけなどを考慮しながら、土地の有効活用に努めます。
- ・市街地内などの低未利用地については、都市機能の強化や良好な市街地環境の形成に資する形での土地活用を促進します。
- ・市街地・集落の状況、都市施設の整備状況などを踏まえて主要用途を適切に配置するとともに、自然環境、営農環境の保全のための土地利用規制・誘導を行うなど、地域特性に応じた土地利用を進めます。

1－1 都市的土地利用の方針

(1) 住宅地

- ・既に市街地が形成されている地区、比較的人口密度の高い集落が連続して形成されている地区については、建築活動を適切に誘導するとともに、都市基盤施設を適切に管理し、住宅地としての快適な土地利用を維持します。

(2) 商業地

- ・地域拠点においては、幹線道路沿道等の土地の有効利用を促進し、商業・業務施設の立地を維持・誘導するとともに、老朽化した店舗等の有効活用、商業・サービス施設の立地の維持・誘導などにより、都市機能及び商業機能の充実を図ります。

(3) 工業地

- ・小用、秋月、江南、鹿川、岡大王などの工場が集積している地区については、工業地としての土地利用を維持し、アクセス道路の適切な維持管理により、産業機能を保全します。
- ・既存工場の拡張の動向、企業誘致の見通し等を踏まながら、埋立地等における新たな工業系市街地の形成を検討します。



1－2 自然的土地利用の方針

(1) 農地

- ・農地は、食料生産、環境保全、景観形成などの多様な役割を有しているため、無秩序な宅地化や遊休農地化を抑制し、農業施策などと連携しながら、維持・保全を図ります。

(2) 森林

- ・森林は、水源かん養、環境保全、保健保養、防災、景観形成などの多様な役割を有しているため、無計画な開発や土地利用の改変等を防ぎ、適切な管理保全を行いながら、維持・保全を図ります。
- ・自然環境の保全に配慮しながら、市民や近隣都市住民が自然とふれあえる場として活用します。

(3) 自然的海岸

- ・本市の海岸には、自然海岸、干潟などが多く残されており、貴重な自然資源として保全します。



1－3 その他の土地利用の方針

(1) 観光・レクリエーション施設等

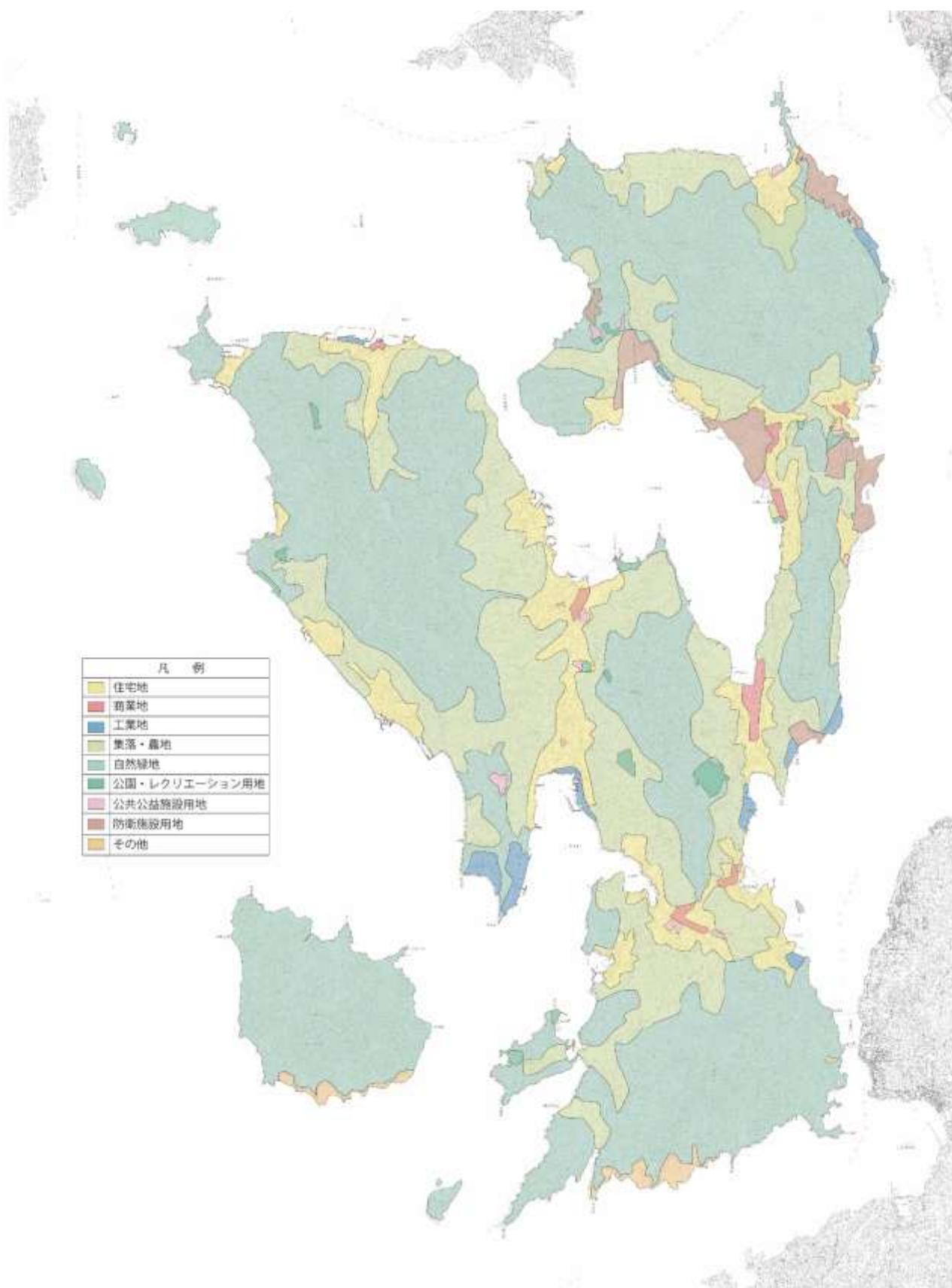
- ・旧海軍兵学校周辺、国立江田島青少年交流の家周辺、長瀬海岸、真道山森林公园、鹿川水源地公園、三高山森林公园、入鹿海岸、沖野島などについては、観光・レクリエーション施設として、自然環境との調和、良好な景観の維持等に配慮しつつ、適切な管理運営を行いながら、利便性や魅力向上のための環境保全に努めます。



(2) その他

- ・大柿地域南部、大黒神島南部の土砂採取場については、事業者から提出されている採取終了後の緑化計画に基づき、周辺景観との調和が図られるよう、適切な緑化が計画通りに進められることを促し、その進捗を把握していきます。

■土地利用の方針図



2 交通体系の方針

- ・自動車、バス、船、自転車、徒歩など様々な移動手段を相互に乗継できる環境を維持します。
- ・交通結節点までの移動を支えるアクセス道路、公共交通を維持します。
- ・交通結節点においては、多様な移動手段の乗り換え機能だけでなく、物販や観光情報発信などの機能を複合化し、利便性や魅力向上を図ります。

2-1 道路網、歩行空間、サイクリングロードの整備方針

- ・通学路や交通量が多い国道・県道など、利用状況に応じた「選択と集中」による道路整備を行い、利用ニーズに沿った質の高い管理水準の確保を図ります。

(1) 安全で円滑に移動できる自動車交通環境の確保

- ・国道487号の未改良区間等については、道路幅員の拡幅、歩道の設置などを促進します。
- ・国道487号の津久茂架橋については、市民ニーズなどを勘案しながら、その実現に向けて関係機関に働きかけます。
- ・江田島地域と大柿地域をつなぐ道路の南北軸を強化するとともに、都市拠点における安全で快適な道路環境の向上のため、主要地方道江田島大柿線の整備を促進します。
- ・能美、沖美、大柿地域における臨海部の道路網を強化するため、主要地方道高田沖美江田島線の整備を促進します。
- ・江田島地域等における道路網を強化するため、一般県道秋月飛渡瀬線の整備を促進します。
- ・地域の防災・安全性や利便性・快適性を高めるため、市道の整備を計画的かつ効果的に進めます。

(2) 安全で快適な歩行空間、サイクリングロードの確保

- ・自転車通行空間の計画的な整備のほか、ゾーン30や狭さく等による安全対策を必要に応じて実施し、徒歩や自転車でも安心して移動できる生活道路を確保します。



(3) 観光や交流にも役立つネットワークの確保

- ・農業、地域の防災・安全性の確保や観光・レクリエーションの振興などを図るため、農道・林道を適切に管理します。
- ・本市の海や山を活かした観光ネットワークづくりを進めるため、サイクリングロードや道路空間を活用した情報提供機能の充実を図ります。

2-2 港湾の整備方針

- ・部分的な修繕を行いながら、老朽化が著しい港から集中的かつ着実に長寿命化対策等を進めます。
- ・港湾を本市の海の玄関口として生かしていくため、地域を印象づけるターミナル施設等のデザイン創出、案内・情報提供や休憩の場の確保・充実、バリアフリー化、緑化・修景などに努めます。

2-3 公共交通の整備方針

(1) 海上交通

- ・航路のサービス改善や経営改善に取り組みつつ、運航経費に対する事業者への必要な支援を行うことで、航路の維持・確保を図ります。
- ・航路の持続可能性に寄与する次世代技術の情報を収集します。



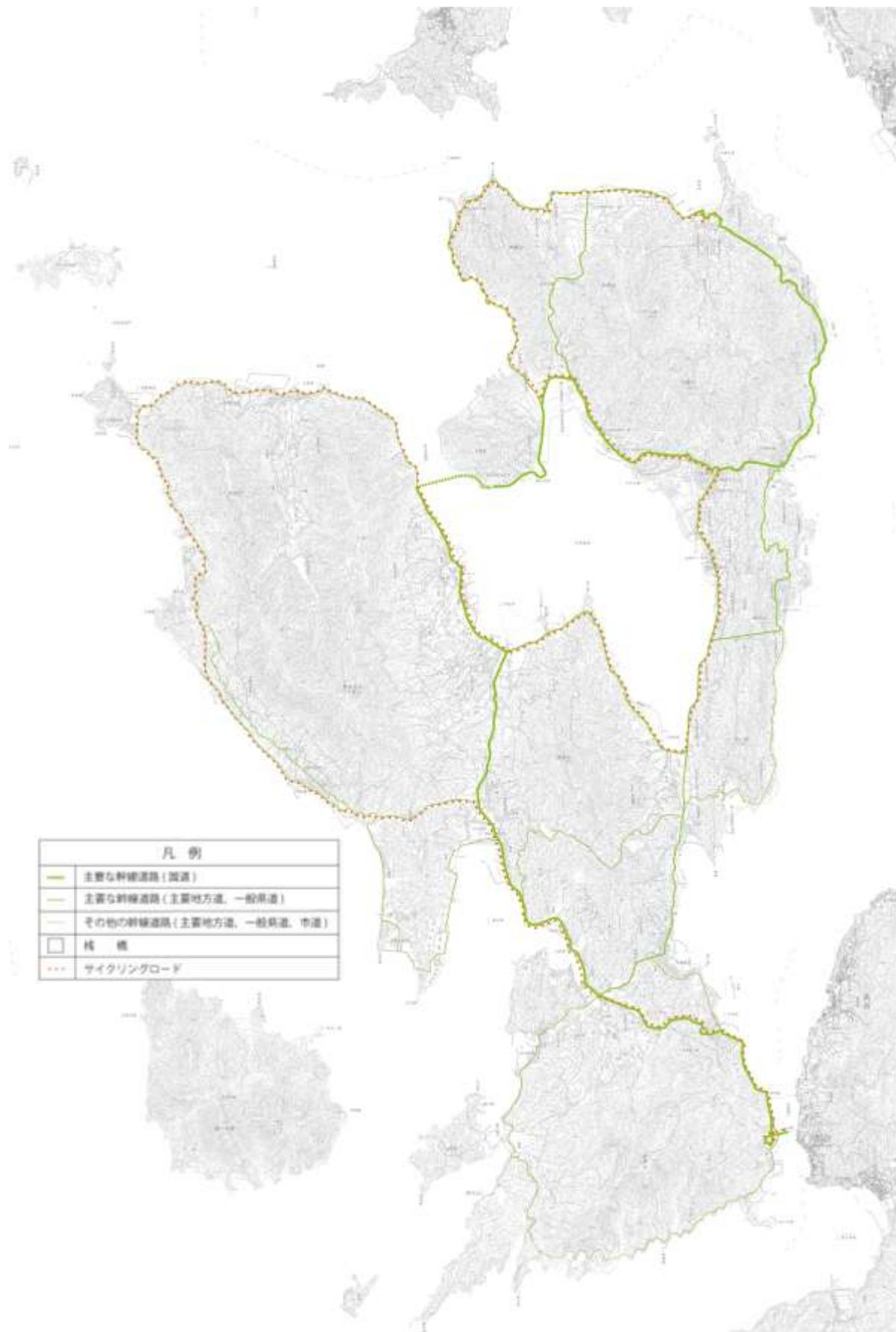
(2) 陸上交通

- ・路線バスのサービス改善や経営改善に取り組みつつ、運行経費に対する事業者への必要な支援を行うことで、路線バス網の維持・確保を図ります。
- ・多様なニーズに対応するため、乗合タクシー、タクシーやカーシェア、レンタサイクル等との役割分担・連携を図りながら、移動手段の確保を図ります。
- ・多言語対応の促進、自動運転などの新技術、住民主体の運行手段など、様々な手法等の情報を収集します。

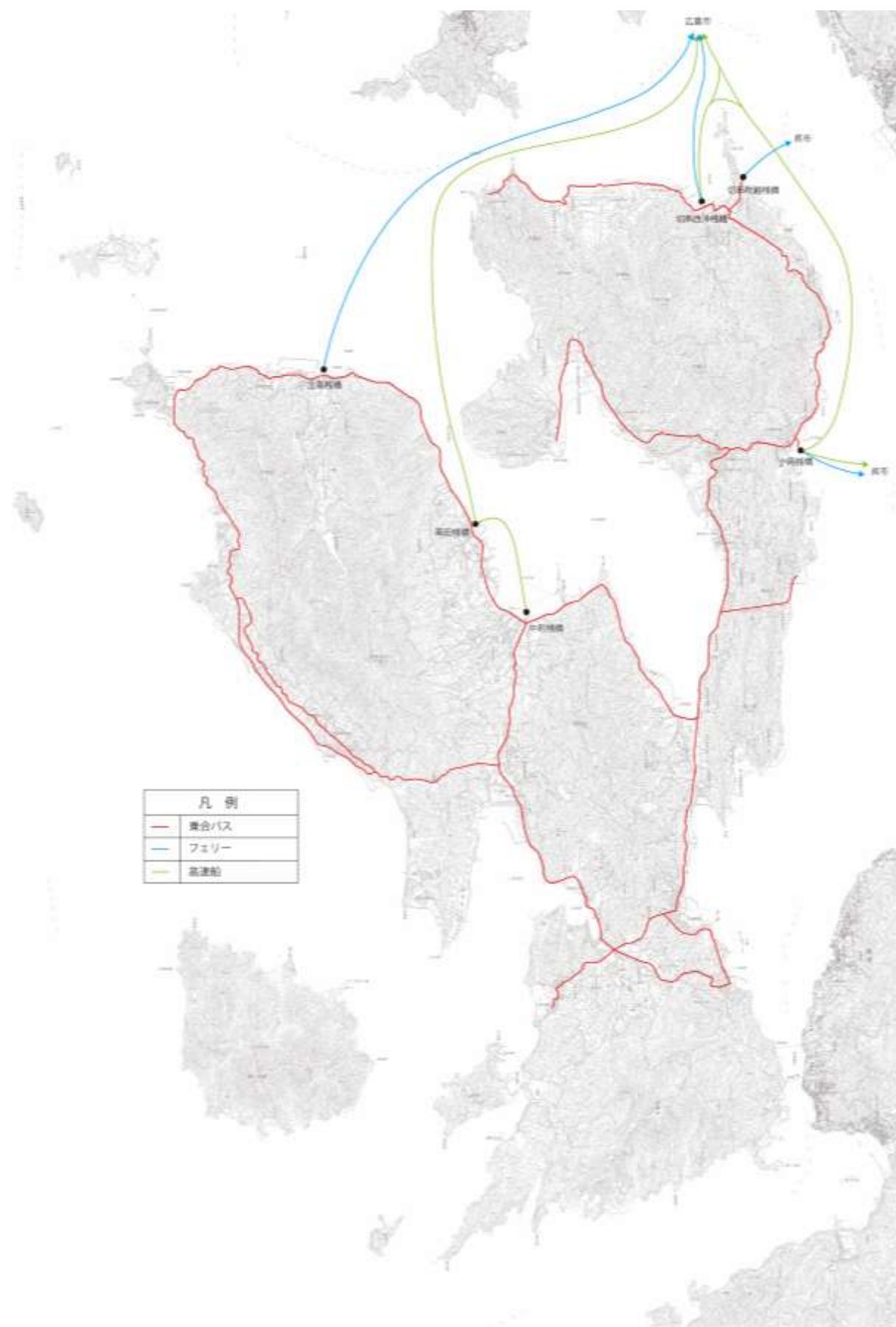


■交通体系の方針図

(道路網)



(公共交通)



3 都市環境形成の方針

3-1 公園・緑地の方針

(1) 都市公園等

- ・市民の健康増進や多様なスポーツ・レクリエーション活動を支える基幹公園である、江田島市総合運動公園、江田島公園、能美運動公園、鹿田公園は、それぞれの施設の特性を活かし、計画的な活用と維持管理に努めます。
- ・基幹公園を補完し、市民の日常的なレクリエーション活動の場として、身近な公園を適正に管理し、維持していきます。
- ・人口減少社会に対応した持続可能な公園管理のため、機能の集約化などを進めます。また、公園の維持管理に地域住民の関わりを促進することで、安全で快適な公園利用確保するとともに、地域のボランティア意識の高揚とコミュニティの連携強化を図ります。

(2) 公共施設緑地等

- ・良好な都市環境を形成するため、既設の都市緑地等を維持・活用します。
- ・旧海軍兵学校周辺、国立江田島青少年交流の家、長瀬海岸、真道山森林公園、入鹿海岸、三高山森林公園、鹿川水源地公園など既設のレクリエーション施設を、市民、来訪者の多様なレクリエーションの場として活用します。



(3) 自然環境

- ・無秩序な開発を防止するとともに、多様な公益的機能を有する自然環境を保全するため、都市計画法に基づく開発許可制度、風致地区などの地域指定など、関係法令を適切に運用します。
- ・開発行為等においては、自然環境への負荷の軽減、自然の再生、生態系の保全や景観への配慮などがなされるよう、適切な指導に努めます。
- ・古鷹山、クマン岳、三高山、野登呂山、真道山、陀峯山など眺望に優れた山頂、三高山森林公園、鹿川水源地公園などを、森林を活かした自然体験の場として活用します。



3－2 上下水道の方針

- ・瀬戸内海の自然環境の保全と快適な生活環境を確保するため、公共下水道、特定環境保全公共下水道及び農業集落排水を維持します。
- ・雨水排水及び浸水対策を進めるため、都市下水路等を適切に維持します。
- ・公共下水道等の処理区域外の区域及び低床地等においては、合併処理浄化槽の設置を促進します。
- ・上水道は、広島県水道広域連合企業団において、広域計画に基づき取組を推進します。

3－3 公共施設の再編・整備方針

- ・各地域拠点の行政サービス機能及び身近なコミュニティの集会・交流機能を維持します。
- ・老朽化した公共施設については、施設の必要性等を検討し、必要性が高い施設については、計画的に長寿命化を図ります。
- ・施設の改修等に当たっては、バリアフリー化に努め、施設利用者の利便性や快適性の向上を推進します。
- ・既に廃止している施設について、施設の状態や立地などを踏まえ、地域への譲渡や民間への売却など最も有効な処分・活用を進めます。



3－4 情報通信基盤の整備方針

- ・最新のデジタル技術やオープンデータ等を有効活用し、防災・減災対策や地球温暖化対策、ゼロカーボンシティの実現等の社会的課題に対応するなど、市民が安心して住み続けられる都市の社会基盤をマネジメントしていきます。
- ・行政サービスにおいてワンストップ窓口サービスの導入など、デジタル技術を活用した市民生活の向上に取り組みます。
- ・無料 Wi-Fi スポットの提供による通信環境のエリア改善・高速化を図り、観光客等の利便性向上につなげます。

3－5 魅力ある都市空間づくりの方針

- ・各地域内において拠点へのアクセスに必要な道路や公共交通などのネットワークを維持し、地域拠点での交流を促進して賑わいや活力を引き出します。
- ・市街地などに気軽に憩いくつろげるオープンスペースをつくるなど、まちのにぎわいスポットを確保します。
- ・公共施設や民有地における緑化を推進し、魅力ある緑空間を生み出します。
- ・海と島の自然や歴史的な建造物などを守り、育み、新たな景観を生み出していくため、江田島市らしさや心に息づく景観づくりに向けた具体的な事業・活動の展開に努めるとともに、本市の顔づくり、イメージづくりを進めます。



3－6 環境にやさしい都市づくりの方針

- ・再生可能エネルギーの導入や活用の推進、公共交通の維持・確保及び環境に配慮した車両導入の推進などにより、温室効果ガス削減を図り、市民等との連携・協働による環境負荷の少ないまちづくりを実践します。
- ・ごみの減量化とリサイクルの推進により、環境センター第2埋立地の延命化を図りつつ、整備基本計画に沿って、計画的に最終処分場の拡張を進めます。また、廃棄物処理施設の機器・設備の更新や整備を計画的に行います。

3－7 人にやさしい都市づくりの方針

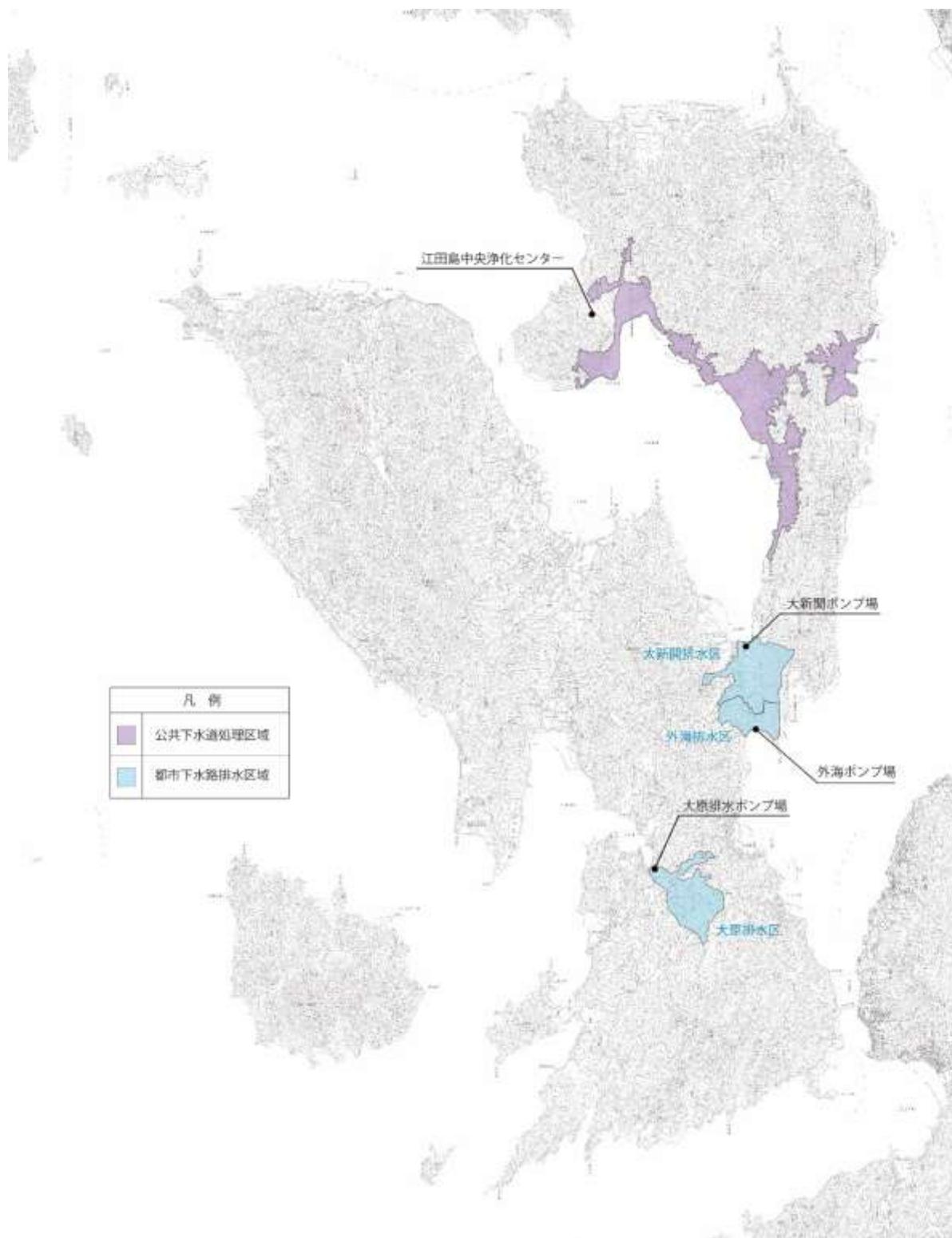
- ・公共建築物や歩行空間・公園などのバリアフリー化を図るとともに、ユニバーサルデザインの導入を進め、定期的な点検や必要に応じて改修・整備に取り組みます。
- ・海上交通やバスにおいては、高齢者や障がい者等が利用しやすい環境整備を促進します。
- ・民間建築物や住宅などにおけるバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を誘導します。
- ・バリアフリー化に当たっては、「広島県福祉のまちづくり条例」に基づいた整備・改善を進めます。

■公園・緑地の方針図

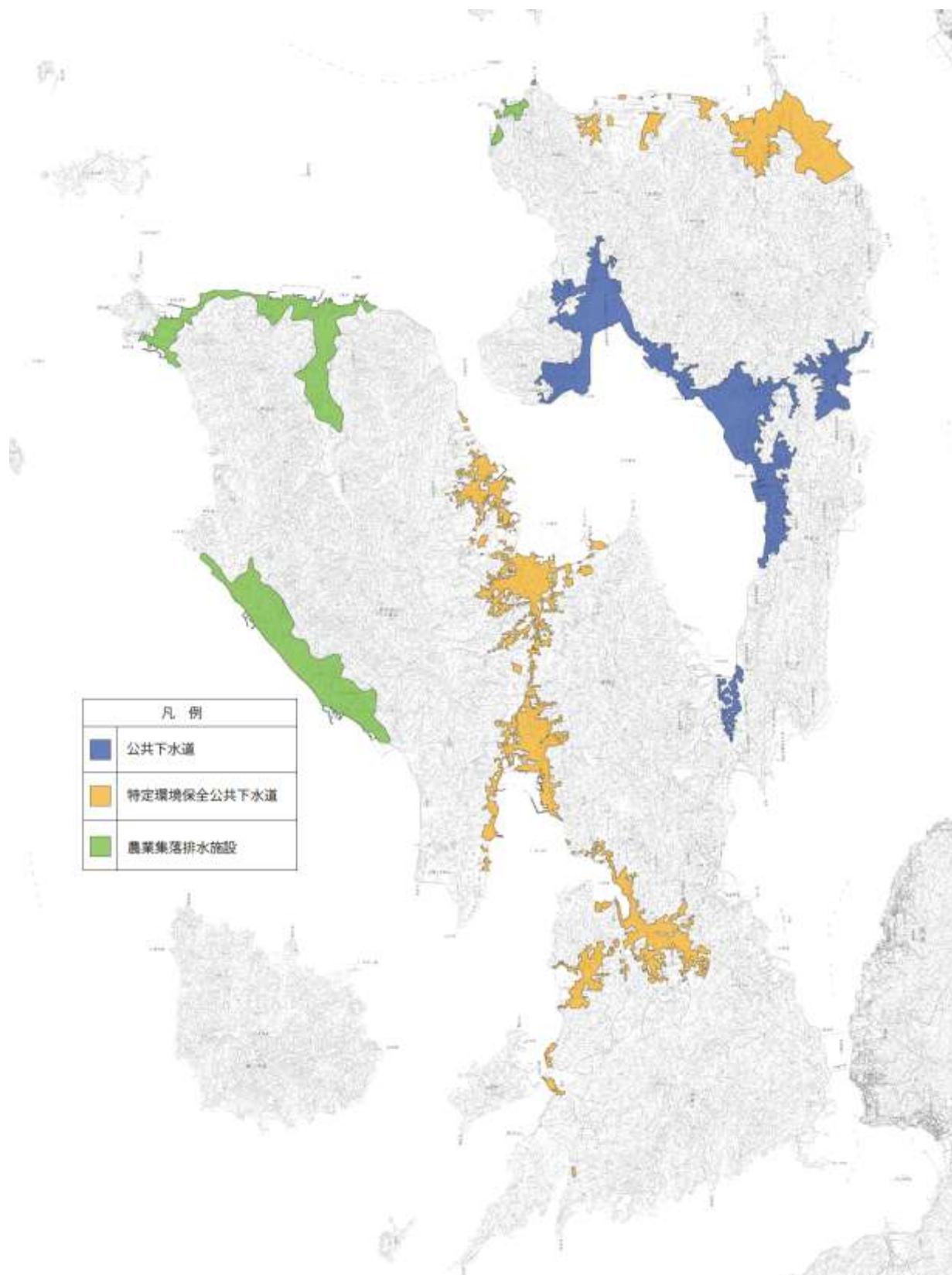


■下水道の方針図

(公共下水道・都市下水路)



(下水道整備範囲)



4 身近な生活環境づくりの方針

4-1 18地区の拠点づくりの方針

- ・自治会等の地域コミュニティの維持、外国人市民とのつながりづくり、支え合いによる暮らしの確保・充実を図るため、市民の利便性やニーズに対応した地域活動拠点の確保と施設・設備の機能維持に取り組みます。
- ・各まちづくり協議会が拠点施設の管理・運営を行えるよう、支援や仕組みづくりを行います。



4-2 快適な居住環境と良質な住宅・宅地の供給

- ・市街地・集落については、建築物の規制、誘導により、接道の確保、建物用途の混在化の防止、敷地内のオープンスペースの確保などを誘導するとともに、緊急車両の通行可能な主要生活道路、身近な生活道路、公園、下水道等を維持することで、誰もが住み続けられる居住環境を確保します。
- ・市営住宅では、長寿命化や改善事業により、快適で安心できる住宅環境を確保します。
- ・民間住宅では、耐震事業を通じて、市民の生命・身体及び財産を保護します。



4-3 空き家対策

- ・空き家の所有者等による適正管理や除却を支援するとともに、改修等に関する補助制度の活用を促し、空き家バンクへの登録を通じて移住・定住希望者等による利活用を促進することで、空き家の流動化を図ります。
- ・空き家の関係権利者や建築家などの協力を得ながら、老朽住宅や空き家をはじめとした民家の再生など、住宅ストックを生かした住まいづくり・魅力づくりを検討します。

4-4 漁港の整備方針

- ・水産業の生産基盤として、利用に支障が生じないように部分的な修繕を行いながら、施設の老朽化が著しい港から集中的かつ着実に長寿命化対策等を進めています。

5 安全・安心の都市づくりの方針

5-1 都市防災対策の推進

- ・近年の集中豪雨や台風による洪水・高潮・がけ崩れ等の自然災害から市民の生命・財産を守ることを最優先に、計画的な治山治水対策、家屋の耐震化、防災拠点や避難所の機能維持など、予防的な施設の更新や機能強化等を進めていきます。
- ・砂防・急傾斜地の整備や高潮対策等の防災事業を実施するとともに、雨水ポンプ場は、点検・診断に基づき、長寿命化計画を策定し、予防的な機器更新・整備を行います。
- ・広報活動等を通じた防災に関する情報の提供、避難場所や避難路の周知徹底、地震における対策の普及、防災機器の設置促進、児童・生徒への防災教育・訓練の実施などに努め、市民の防災意識の高揚を図ります。
- ・地域ぐるみで防災体制を強化するため、自治会や事業所単位などの自主防災組織の育成・強化に努めます。



5-2 交通安全対策の推進

- ・歩行者及び自転車利用者の安全を確保するため、関係機関と連携し、歩道の設置や改善、自転車道の整備や自転車レーンの設置、安全なバス停の確保などに努めます。
- ・高齢者や障害者等に配慮した歩行者空間を確保するため、バリアフリー化に取組ます。
- ・カーブミラー、ガードレール、道路照明灯などの交通安全施設の整備を進めるとともに、危険な交差点の改良や横断歩道の適切な配置などに努め、交通事故の防止を図ります。
- ・交通事故の危険性の高い区間や箇所などにおいては、舗装の色や材質を工夫するなど、車の速度の抑制やドライバーの注意の喚起を促す環境整備に努めます。



5-3 犯罪の起きにくい都市づくり

- ・地域の防犯性、安全性を高めるため、防犯外灯や街路灯、防犯標識等の適正な整備を進めるとともに、施設の維持・管理に努めます。
- ・防犯に関する情報提供を図りながら、家庭や事業所における自主的な防犯の取り組みを支援し、地域で一体となった安全で安心なまちづくりに努めます。

6 新たな交流・連携づくりの方針

6-1 魅力ある観光資源の保全

- 本市を全体的に特徴づける海と島の自然景観を保全します。
- 市内に残る歴史的建造物の保存・活用に努めます。
- 宿泊・観光施設の適切な管理運営を行うとともに、利便性や魅力向上のための施設整備を行います。
- 江田島市の特産品の生産拠点や販売所等の維持及び機能充実を図ります。



6-2 交流人口や関係人口の受け皿整備

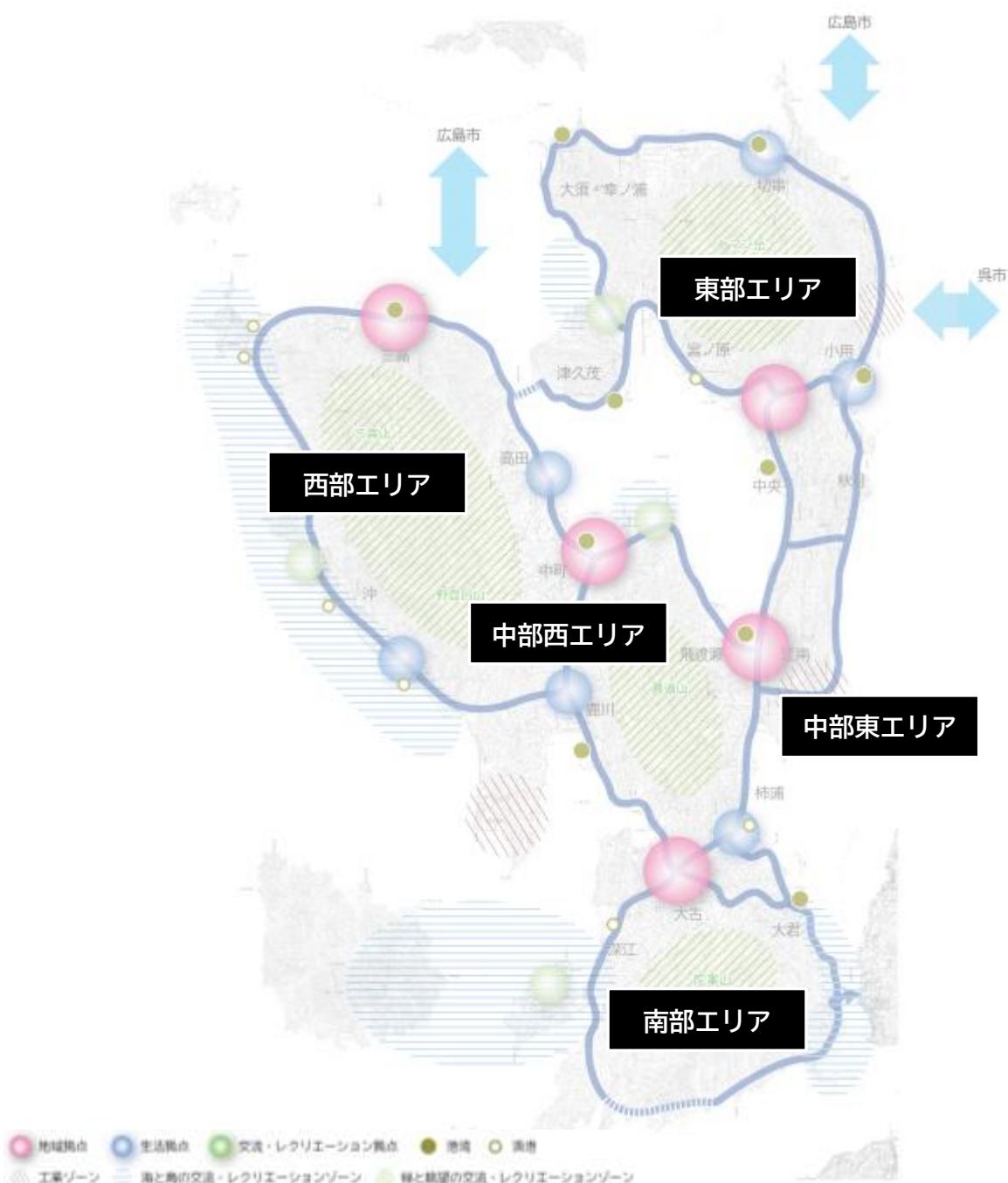
- 国立江田島青少年交流の家周辺、長瀬海岸、入鹿海岸、沖野島などの交流・レクリエーション拠点は、滞在型観光・レクリエーション施設として、本市の魅力づくりと交流人口の拡大につながる環境整備に努めます。



1. 地域区分

地域区分は、生活圏の構成に配慮し、東部エリア、西部エリア、中部東エリア、中部西エリア、南部エリアの5地域とします。

東部エリア	「人が集い、にぎわい豊かなまちづくり」
西部エリア	「豊かな自然と交流が育むまちづくり」
中部東エリア	「便利さと心地よさで人が集うまちづくり」
中部西エリア	「アクティビティでつながるまちづくり」
南部エリア	「人が出会い、文化が息づくまちづくり」



2 東部エリア

2-1 東部エリアの現況

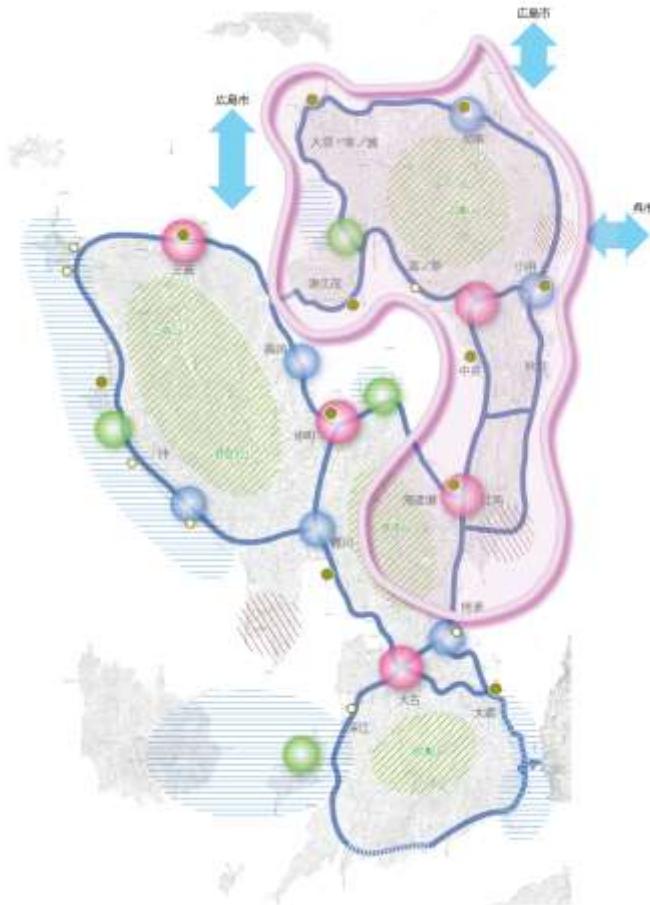
(1) 現況と特性

①位置、地域特性

東部エリアは、本市の北東部に位置し、広島市、呉市と航路で結ばれています。

地域の北部に豊かな自然環境を有する山林が分布し、その山腹から海岸沿いに市街地・集落が形成されています。

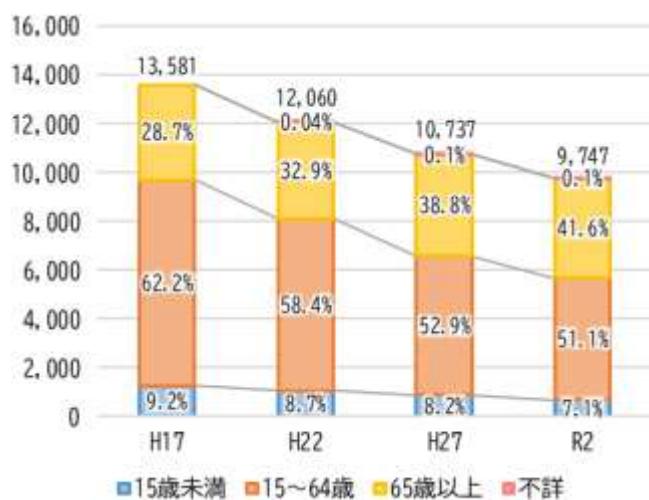
本地域は、明治 21(1888)年に海軍兵学校が移転してきて以降多くの近代建築物が建てられ、現在まで保存使用されています。また、海上自衛隊第 1 術科学校など多くの自衛隊施設が立地しており、国立江田島青少年交流の家とともに、本市の観光・交流機能の一翼を担っています。



②居住者の動向

東部エリアの人口は、令和 2 (2020) 年で 9,747 人となっており、平成 17(2005) 年～令和 2 (2020) 年の人口減少率は 28.2% (全市は 26.8%) となっています。

年齢別三区分別人口割合は、15 歳未満 7.1% (全市 7.6%)、15～64 歳 51.1% (同 48.6%)、65 歳以上 41.6% (同 43.6%) となっており、全市と比較して 15～64 歳の割合が高くなっています。



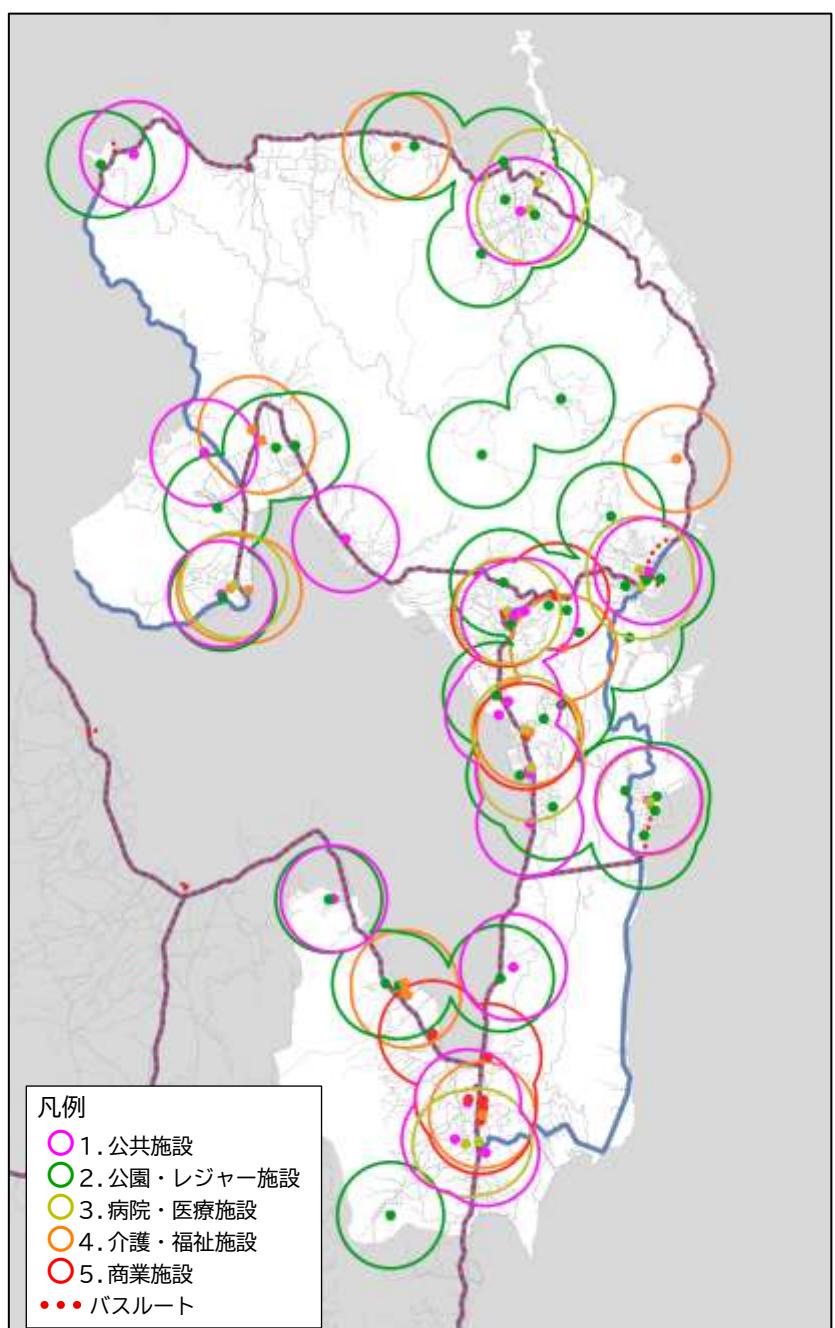
東部エリアの人口及び年齢三区分別人口の推移

資料 各年国勢調査

③都市機能の立地状況

中央地域拠点における都市機能の立地状況は、「公共施設」(56.0%)、「公園・レジャー施設」(67.3%)、「病院・医療施設」(52.7%)、「介護・福祉施設」(44.4%)、「商業施設」(50.7%)と、どれも高い人口カバー率となっています。

中央地域拠点 (総人口: 3,142人)	カバー人口	人口カバー率
1. 公共施設	1,759人	56.0%
2. 公園・レジャー施設	2,116人	67.3%
3. 病院・医療施設	1,655人	52.7%
4. 介護・福祉施設	1,396人	44.4%
5. 商業施設	1,592人	50.7%



切串生活拠点 (総人口: 1,508人)	カバー人口	人口カバー率
1. 公共施設	877人	58.2%
2. 公園・レジャー施設	1,194人	79.2%
3. 病院・医療施設	1,231人	81.6%
4. 介護・福祉施設	16人	1.1%
5. 商業施設	0人	0.0%

小用生活拠点 (総人口: 1,291人)	カバー人口	人口カバー率
1. 公共施設	1,130人	87.5%
2. 公園・レジャー施設	1,275人	98.8%
3. 病院・医療施設	1,025人	79.4%
4. 介護・福祉施設	92人	7.1%
5. 商業施設	105人	8.1%

大須・幸ノ浦 コミュニティ拠点 (総人口: 209人)	カバー人口	人口カバー率
1. 公共施設	119人	56.9%
2. 公園・レジャー施設	148人	70.8%
3. 病院・医療施設	0人	0.0%
4. 介護・福祉施設	0人	0.0%
5. 商業施設	0人	0.0%

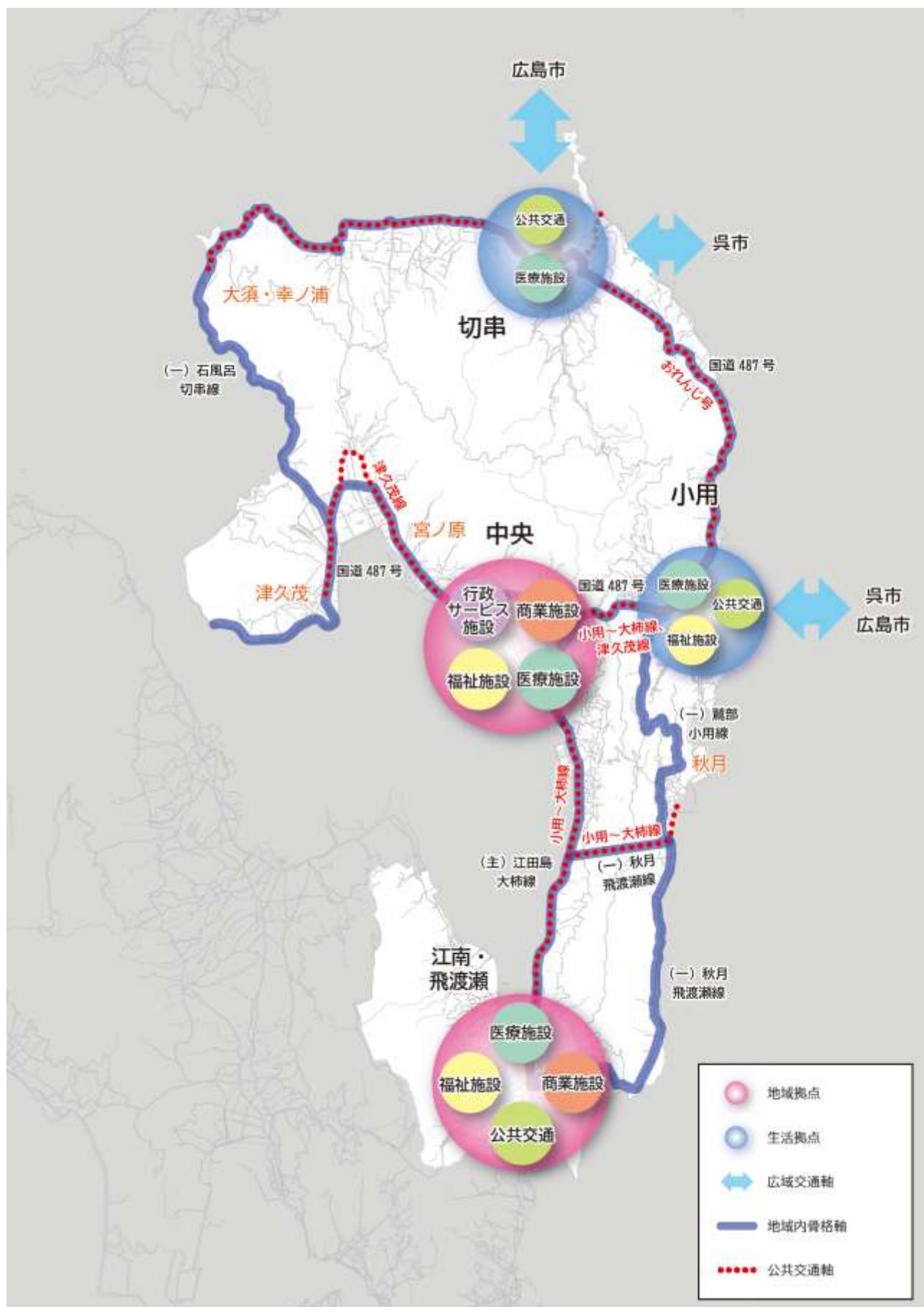
宮ノ原コミュニティ拠点 (総人口: 872人)	カバー人口	人口カバー率
1. 公共施設	479人	54.9%
2. 公園・レジャー施設	467人	53.6%
3. 病院・医療施設	0人	0.0%
4. 介護・福祉施設	456人	52.3%
5. 商業施設	0人	0.0%

津久茂コミュニティ拠点 (総人口: 496人)	カバー人口	人口カバー率
1. 公共施設	304人	61.3%
2. 公園・レジャー施設	180人	36.3%
3. 病院・医療施設	127人	25.6%
4. 介護・福祉施設	127人	25.6%
5. 商業施設	0人	0.0%

秋月コミュニティ拠点 (総人口: 356人)	カバー人口	人口カバー率
1. 公共施設	269人	75.6%
2. 公園・レジャー施設	345人	96.9%
3. 病院・医療施設	269人	75.6%
4. 介護・福祉施設	0人	0.0%
5. 商業施設	0人	0.0%

江南・飛渡瀬地域拠点 (総人口: 1,873人)	カバー人口	人口カバー率
1. 公共施設	1,359人	72.6%
2. 公園・レジャー施設	232人	12.4%
3. 病院・医療施設	715人	38.2%
4. 介護・福祉施設	1,398人	74.6%
5. 商業施設	1,270人	67.8%

④拠点イメージ



2-2 東部エリアのまちづくり方針

(1) 都市づくりのテーマ

『人が集い、にぎわい豊かなまちづくり』

行政サービス施設をはじめ、商業、医療、福祉などの都市機能が集積した中央地域拠点、広島市・呉市への玄関口となる切串・小用の生活拠点を中心に、観光・レクリエーション施設など地域資源を活かしながら、様々な観光・交流を促し、にぎわいのある快適なまちづくりを目指します。

(2) 都市づくりの目標・施策

【目標1】商業・業務機能の維持・活用による市民生活の魅力を保つ拠点の形成

- ・地域拠点に位置づけられる中央、生活拠点に位置づけられる切串・小用における商業機能など様々な都市機能、交通結節機能等の適切な維持管理に努めます。
- ・中央地域拠点、切串・小用生活拠点等と市街地・集落を結ぶ公共交通の利便性の確保、生活道路の適切な維持管理による利便性の維持に努めます。

【目標2】広島市、呉市への海の玄関口として安全で円滑な交通結節機能を確保

- ・小用港の埠頭用地、浮桟橋、ターミナル施設、駐車場、防波堤等の適切な維持管理に努め、施設の長寿命化を図ります。
- ・その他の港湾については、利用状況や老朽化の状況を踏まえ、計画的な維持更新を検討します。
- ・フェリーや高速旅客船の安全対策を徹底し、バリアフリー化、案内・情報提供機能等の利便性確保に努めます。
- ・切串西沖、切串吹越、小用の各桟橋におけるターミナル施設等の適切な維持管理、情報提供機能の確保、休憩の場の維持、バリアフリー化、環境美化に努めます。

**【目標3】広域的な観光客の受け入れ、交流の促進による賑わいの創出**

- ・旧海軍兵学校周辺、国立江田島青少年交流の家周辺などの観光・レクリエーション施設は、魅力向上のための良好な環境の保全に努めます。
- ・古鷹山、クマン岳など眺望に優れた山頂、古鷹記念公園などの森林をはじめとした自然資源は、その保全に努めるとともに、市民や観光客が自然とふれあえる場としての活用を図ります。
- ・観光資源を結ぶ観光ネットワークについて、既存の歩道や遊歩道等を活用し、案内機能の充実による回遊性の向上を図ります。



- ・地域を特徴づける海と島の自然景観の保全を図るとともに、周囲と調和した良好な景観づくりを進めます。

【目標4】安全で便利に暮らせる都市環境の形成（都市基盤の整備、バリアフリー化、防災等）

- ・市街地・集落における良好な住宅地としての環境を維持するとともに、建築物の規制・誘導による接道の確保、建物用途の混在化の防止など、用途地域等を活用しながら適切な建築活動の誘導を図ります。
- ・密集市街地における建物の不燃化・難燃化の促進、オープンスペースの確保、避難場所、避難路の確保や老朽住宅及び空き家の除却、再生、活用などを推進します。
- ・雇用の場として、小用、秋月地区の工場集積地における工業地としての土地利用の維持、アクセス道路の適切な維持管理による産業機能の維持を図ります。
- ・国道487号の未改良区間の計画的な整備、歩道の設置や拡幅、バリアフリー化、交差点の改良、緊急車両の通行可能な生活道路の整備など、地域の防災・安全性、利便性・快適性を高める道路環境の改善に努めます。
- ・農業、観光・レクリエーションの振興等を図るための農道・林道の適切な維持管理に努めます。
- ・公共交通網の維持に努め、桟橋や主要なバス停周辺の高齢者や障害者等が利用しやすい環境整備を進めます。
- ・市民の身近な憩い・レクリエーションの場としての公園の地域の実情に応じた適切な維持管理と機能集約化を図ります。
- ・下水道施設、浄化センターや都市下水路、リレーセンターの適切な維持管理、環境センター（最終処分場）の施設・設備の更新などにより快適な生活環境を維持します。
- ・開発許可制度や風致地区など関係法令の適切な運用、景観への配慮などの適切な指導、海域環境の浄化に向けた取組などにより、自然環境の保全と活用を図ります。
- ・生活中心地における公共施設の整備・活用、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入、休憩施設や交流・憩いの場などの充実、緑化の推進などにより人にやさしい都市環境の維持・改善に努めます。
- ・土砂災害等の自然災害への対応や浸水被害対策の推進、海岸線の保全を図ります。
- ・建築物の不燃化・耐震化を進めるとともに、市街地・集落における避難場所や避難路などの確保を図ります。

【目標5】市民等と行政との協働による都市づくり

- ・道路や公園、港湾の清掃・美化活動など協働による維持管理を進めます。
- ・公共施設や港湾など、交流の拠点となる場については、情報発信、特産品の販売、交流の場などとしての活用を図ります。
- ・ごみの減量化、リサイクルの推進、ごみのポイ捨て等の防止などによる美しい環境づくり、都市緑化活動や地域資源を活かした観光・交流の取組や美しい景観づくりを促進します。
- ・自治会などの自主防災組織の育成や活動を支援し、地域における安全で安心なまちづくりに努めます。

(3) 都市づくりの方針図

地域を特徴づける海と島の自然景観の保全、周囲と調和した良好な景観づくりの推進

切串生活拠点の医療機能など様々な都市機能、交通結節機能等の維持・活用

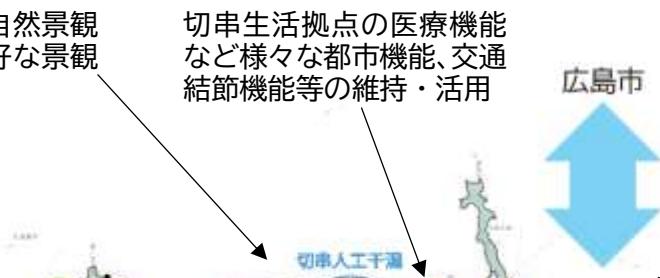
広島市

中央地域拠点、切串・小用生活拠点等と市街地・集落を結ぶ公共交通の確保、生活道路の整備等

観光・レクリエーション施設としての魅力向上のための環境整備

国道 487 号の未改良区間の拡幅、歩道の設置や拡幅

中央地域拠点の商業機能など様々な都市機能、交通結節機能等の維持・活用



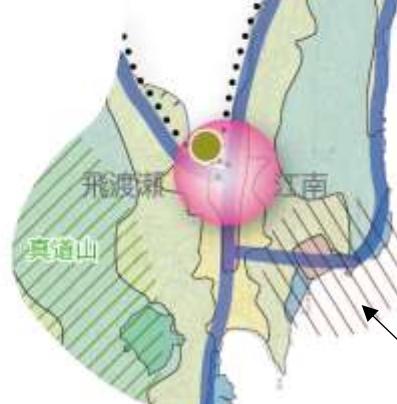
自然とふれあえる場としての活用

産業機能等の維持

呉市

埠頭用地、浮桟橋、ターミナル施設、駐車場、防波堤等の整備促進
小用生活拠点の医療機能など様々な都市機能、交通結節機能等の維持・活用

産業機能等の維持・振興



凡　例	
■	住宅地
■	商業地
■	工業地
■	集落・農地
■	自然緑地
■	公園・レクリエーション用地
■	公共公益施設用地
■	防衛施設用地
■	その他
●	地域拠点
●	生活拠点
●	交流・レクリエーション拠点
●	港湾
●	漁港
■	工業ゾーン
■	海と島の交流・ レクリエーションゾーン
■	緑と眺望の交流・ レクリエーションゾーン
•••	サイクリングロード

3 西部エリア

3-1 西部エリアの現況

(1) 現況と特性

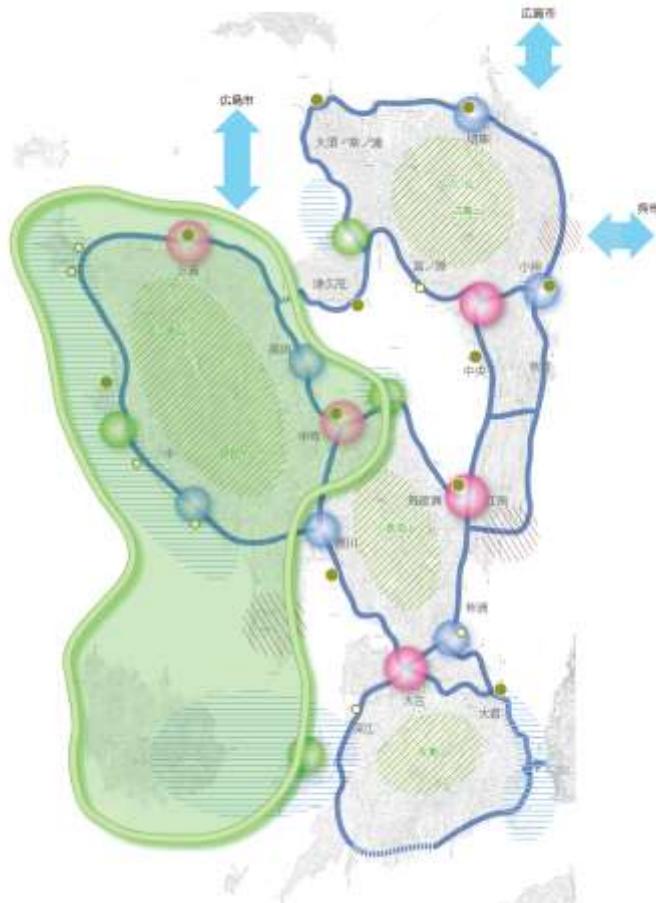
①位置、地域特性

西部エリアは、本市の西部に位置し、広島市と航路で結ばれています。

地域の東部に本市の最高峰である野登呂山、三高山を頂点とする自然環境豊かな山林が分布し、その山腹から海岸沿いに市街地・集落が形成されています。

また、大黒神島をはじめ、自然海岸の豊富な島々が点在し、良好な景観を呈しています。

本地域は、夕日の美しさで知られ、三高山森林公园、入鹿海岸などのレクリエーション施設が整備されており、本市の観光・レクリエーション拠点としての役割を担っています。



②居住者の動向

西部エリアの人口は、令和2(2020)年で3,803人となっており、平成17(2005)年～令和2(2020)年の人口減少率は25.1%(全市は26.8%)となっています。

年齢別三区分別人口割合は、15歳未満6.9%（全市7.6%）、15～64歳44.4%（同48.6%）、65歳以上48.7%（同43.6%）で、全市と比較して65歳以上の割合が高くなっています。

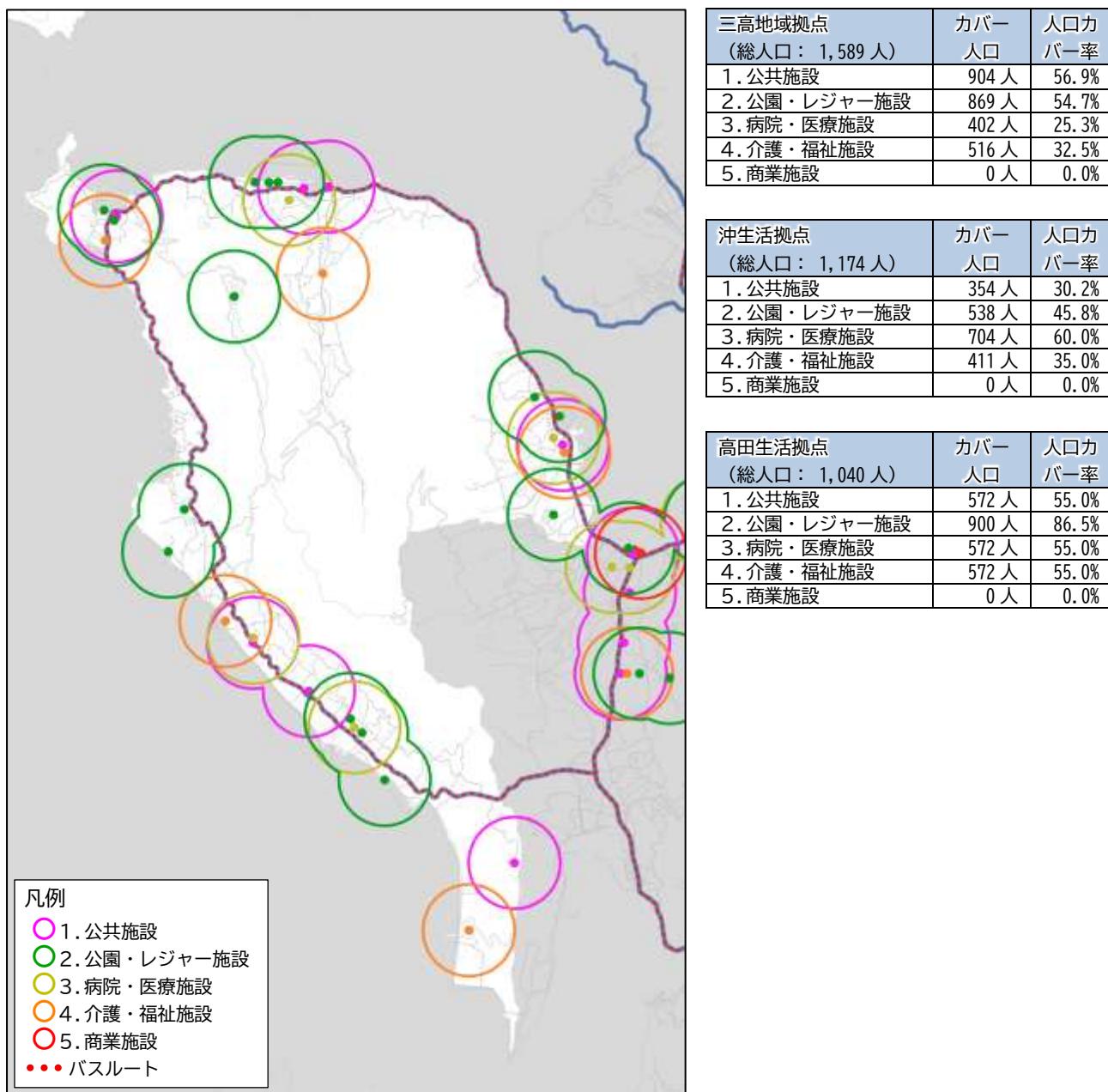


西部エリアの人口及び年齢三区分別人口の推移

資料 各年国勢調査

③都市機能の立地状況

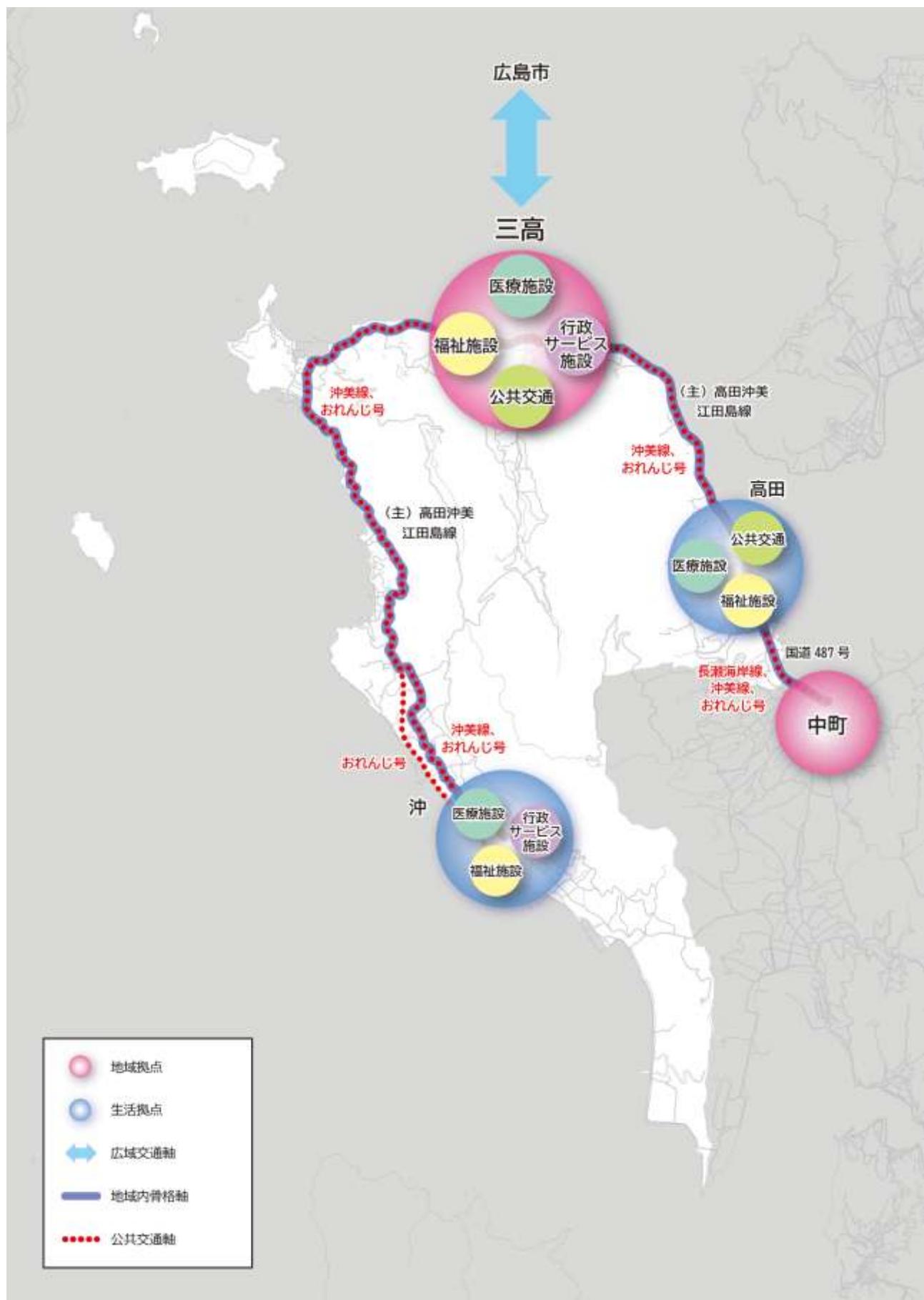
三高地域拠点における都市機能の立地状況は、「公共施設」(56.9%)、「公園・レジャー施設」(54.7%)が高い人口カバー率となっており、「病院・医療施設」(25.3%)「介護・福祉施設」(32.5%)、は低い人口カバー率となっています。「商業施設」は0%となっています。



各施設の立地状況とカバー圏域 (500m)

資料：江田島市資料

④拠点イメージ



3-2 西部エリアのまちづくり方針

(1) 都市づくりのテーマ

『豊かな自然と交流が育むまちづくり』

広島市への玄関口として、行政サービス施設をはじめ、医療、福祉などの都市機能が集積した三高地域拠点、医療、福祉などの都市機能が集積した高田・沖の生活拠点を中心に、観光・レクリエーション施設など地域資源を活かしながら、定住・交流を促し、快適な暮らしが持続するまちづくりを目指します。

(2) 都市づくりの目標・施策

【目標1】安心・安全な市民生活を支える拠点の機能維持

- ・地域拠点に位置づけられる三高、生活拠点に位置づけられる高田・沖における医療・福祉機能など様々な都市機能の維持に努め、三高や高田における交通結節機能等の機能の維持を図ります。
- ・三高地域拠点、高田・沖生活拠点等と市街地・集落を結ぶ公共交通の利便性の確保、生活道路の整備等による利便性の維持に努めます。

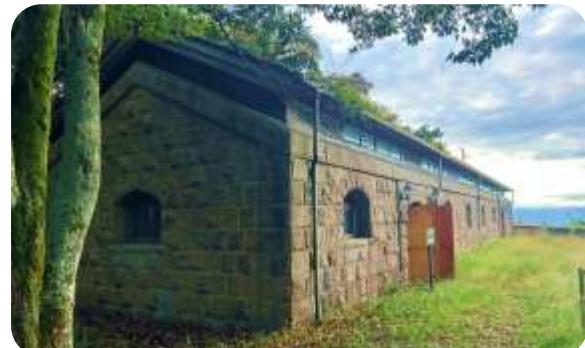
【目標2】広島市への海の玄関口としての交通結節機能の維持

- ・三高港の「みたかゲートハウス（三高港旅客ターミナル・三高交流プラザ）」の適切な維持管理に努め、三高桟橋におけるターミナル施設等の適切な維持管理、情報提供機能の充実、休憩の場の確保・充実、バリアフリー化、緑化・修景に努めます。
- ・フェリーや高速船の必要な安全対策を講じ、バリアフリー化、案内・情報提供機能等の利便性確保に努めます。



【目標3】観光・レクリエーション客の受け入れ、交流の促進による地域の活性化

- ・三高山森林公園、入鹿海岸などの観光・レクリエーション施設は、魅力向上のための良好な環境の維持に努めます。
- ・三高山の眺望に優れた山頂・森林、その保全に努めるとともに、入鹿海岸をはじめとした自然資源は、市民や観光客が自然とふれあえる場としての活用を図ります。
- ・観光資源を結ぶ観光ネットワークについて、既存の道路や歩道を活用し、案内看板の設置などを通じて回遊性の向上を図ります。



- ・地域を特徴づける海と島の自然景観の保全を図るとともに、周囲と調和した良好な景観づくりを進めます。

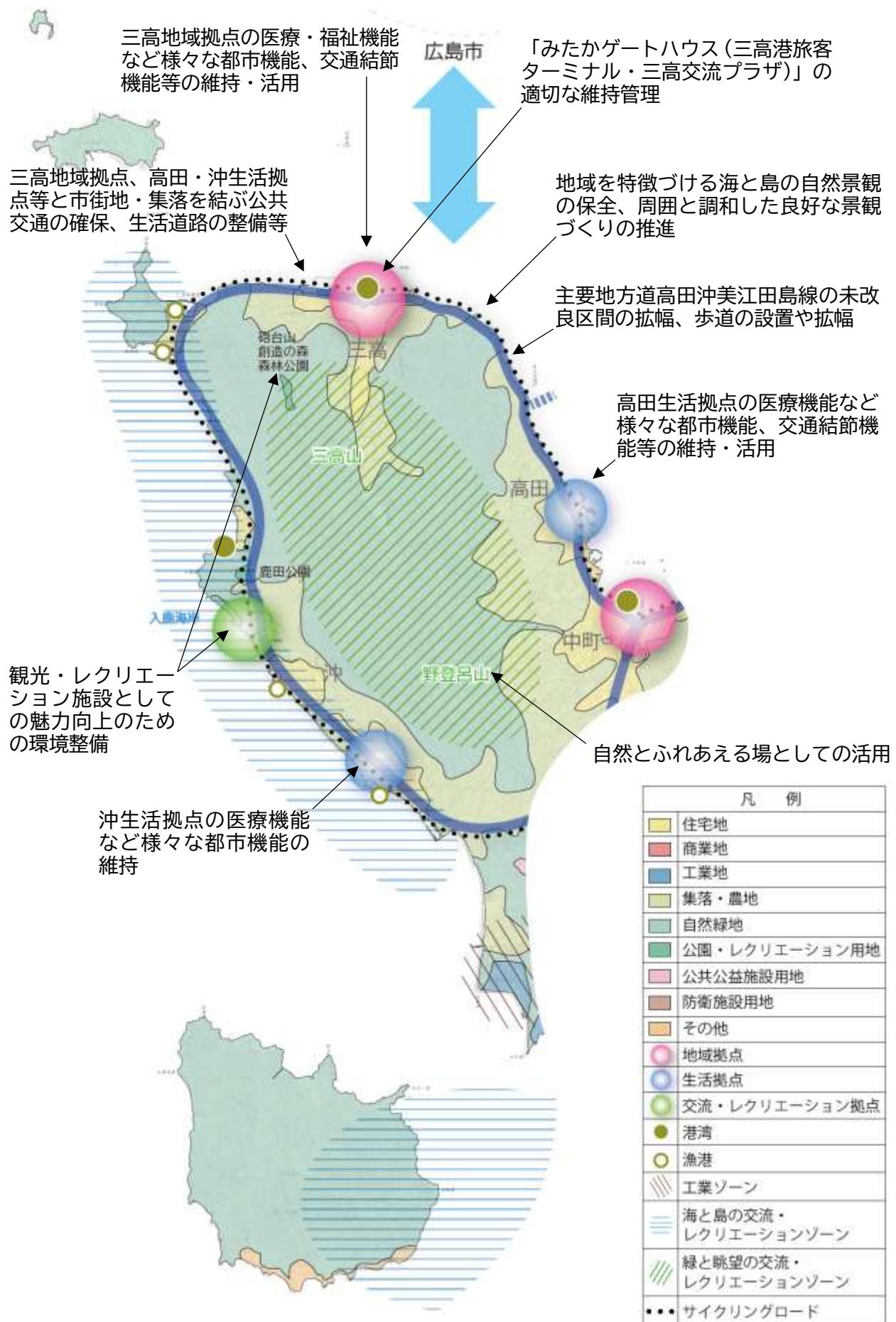
【目標4】安全で便利に暮らせる都市環境の形成（都市基盤の整備、バリアフリー化、防災等）

- ・市街地・集落における良好な住宅地としての環境を維持するとともに、建築物の規制・誘導による接道の確保、建物用途の混在化の防止など、都市計画区域や用途地域の指定の検討を行いながら適切な建築活動の誘導を図ります。
- ・高密度な市街地における建物の不燃化・難燃化の促進、オープンスペースの確保、避難場所、避難路の確保や老朽住宅及び空き家の除却、再生、活用などを推進します。
- ・雇用の場として、能美金属工業団地の工場集積地における工業地としての土地利用の維持、アクセス道路の適切な維持管理による産業機能の維持を図ります。
- ・主要地方道高田沖美江田島線の未整備区間の計画的な整備、歩道の設置や拡幅、バリアフリー化、交差点の改良、緊急車両の通行可能な生活道路の整備など、地域の防災・安全性、利便性・快適性を高める道路環境の改善に努めます。
- ・農業、観光・レクリエーションの振興等を図るための農道・林道の適切な維持管理に努めます。
- ・桟橋や主要なバス停周辺の高齢者や障害者等が利用しやすい環境整備を進めます。
- ・鹿田公園など、市民の身近な憩い・レクリエーションの場としての公園の地域の実情に応じた適切な維持管理と機能の集約化を図ります。
- ・下水道施設、浄化センターの適切な維持管理、環境センター（最終処分場）の施設・設備の更新などにより快適な生活環境を維持します。
- ・開発許可制度や風致地区など関係法令の適切な運用、景観への配慮などの適切な指導、海域環境の浄化に向けた取組などにより、自然環境の保全と活用を図ります。
- ・生活中心地における公共施設の整備・活用、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入、休憩施設や交流・憩いの場などの充実、緑化の推進などにより人にやさしい都市環境の維持・改善に努めます。
- ・土砂災害等の自然災害への対応や浸水被害対策の推進、海岸線の保全を図ります。
- ・建築物の不燃化・耐震化を進めるとともに、市街地・集落における避難場所や避難路などの確保を図ります。

【目標5】市民等と行政との協働による都市づくり

- ・道路や公園、港湾の清掃・美化活動など協働による維持管理を進めます。
- ・公共施設や港湾など、交流の拠点となる場については、情報発信、特産品の販売、交流の場などとしての活用を図ります。
- ・ごみの減量化、リサイクルの推進、ごみのポイ捨て等の防止などによる美しい環境づくり、都市緑化活動や地域資源を活かした観光・交流の取組や美しい景観づくりを促進します。
- ・自治会などの自主防災組織の育成や活動を支援し、地域における安全で安心なまちづくりに努めます。

(3) 都市づくりの方針図



4 中部東エリア

4-1 中部東エリアの現況

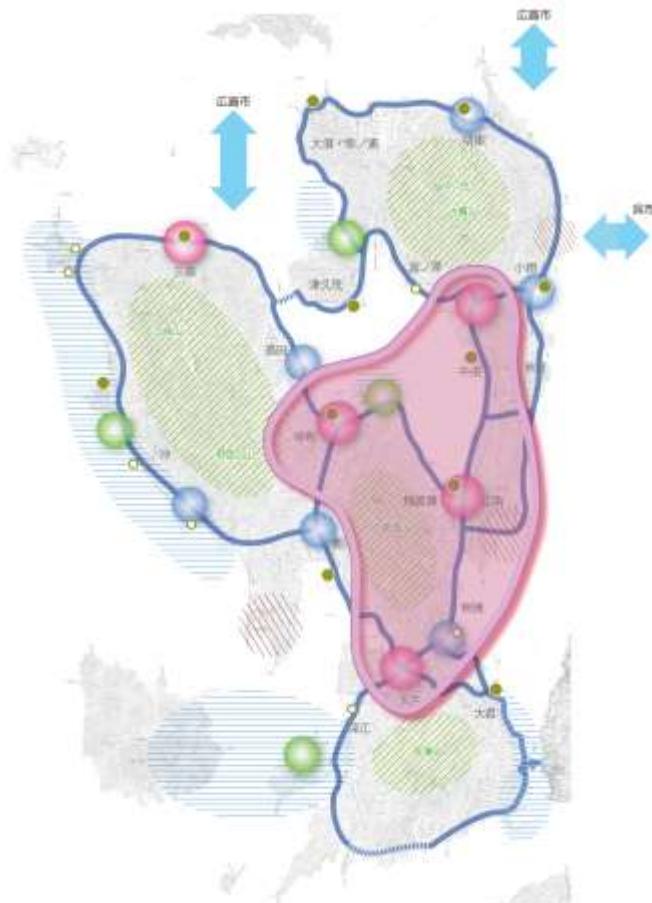
(1) 現況と特性

①位置、地域特性

中部東エリアは、本市のほぼ中央に位置し、中央地域拠点、中町地域拠点、大古地域拠点とつなぐクロスポイントにあります。

地域の西部に真道山、東部に豊かな自然環境を有する山林が分布し、その山腹から海岸沿いに市街地・集落が形成されています。

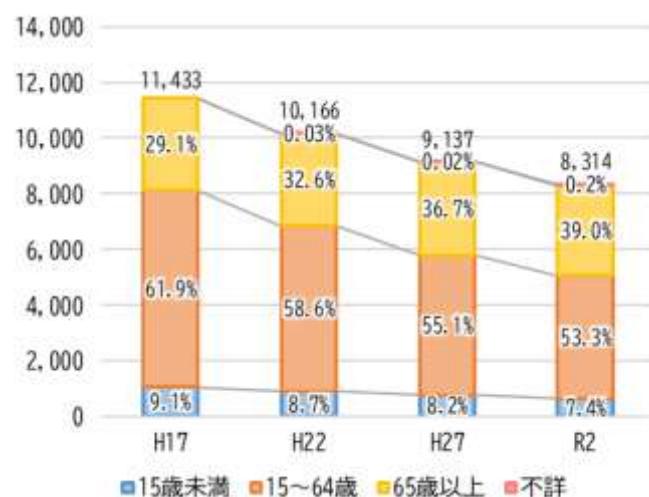
中部東エリアには、ショッピングセンターなどの商業施設が集積し、公共交通の乗継拠点ともなっており、市民の生活を支える重要な役割を担っています。



②居住者の動向

中部東エリアの人口は、令和2(2020)年で8,314人となっており、平成17(2005)年～令和2(2020)年の人口減少率は27.3%（全市は26.8%）となっています

年齢別三区分別人口割合は、15歳未満7.4%（全市7.6%）、15～64歳53.3%（同48.6%）、65歳以上39.0%（同43.6%）で、全市と比較して15～64歳の割合が高くなっています。

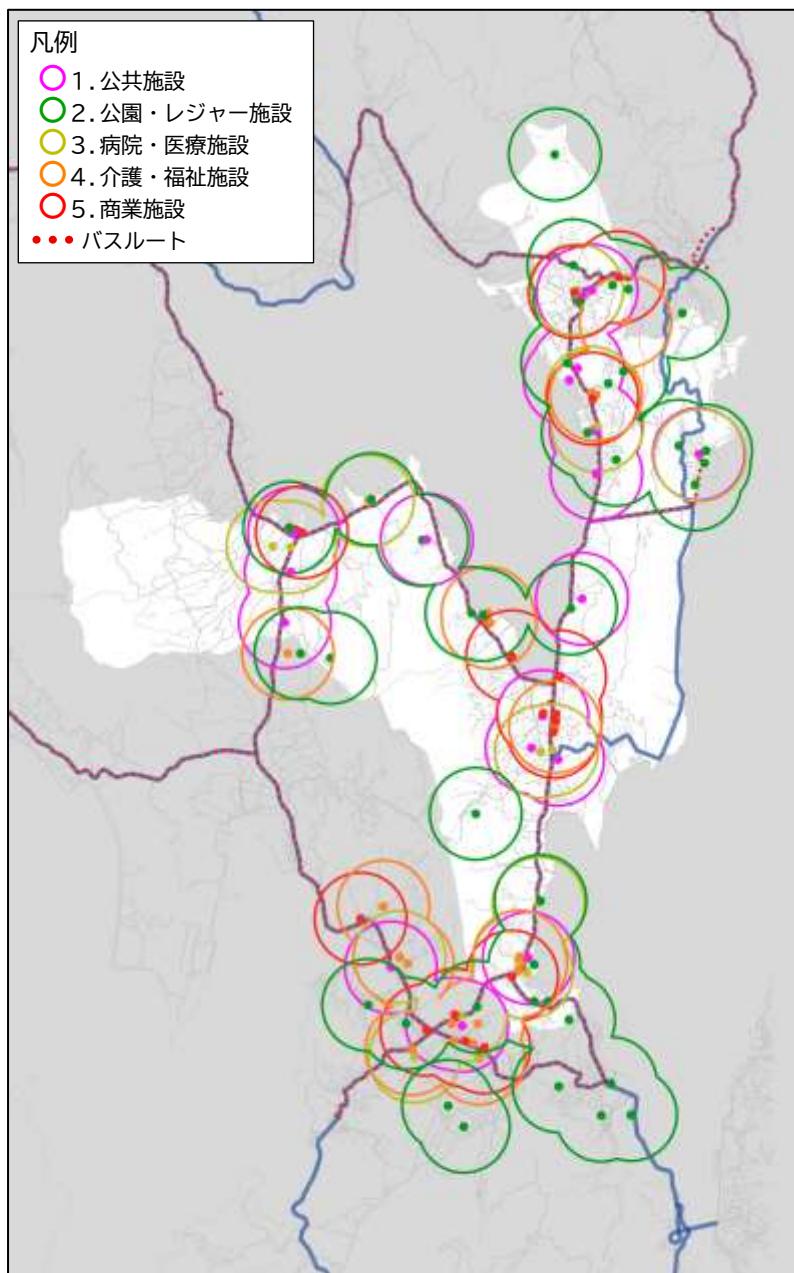


中部東エリアの人口及び
年齢三区分別人口の推移

資料 各年国勢調査

③都市機能の立地状況

江南・飛渡瀬地域における都市機能の立地状況は、「公共施設」(72.6%)、「介護・福祉施設」(74.6%)が高い人口カバー率となっており、「公園・レジャー施設」(12.4%)、「病院・医療施設」(38.2%)は低いカバー人口率となっています。



江南・飛渡瀬地域拠点 (総人口 : 1,873 人)		カバー 人口	人口カ バー率
1. 公共施設	1,359 人	72.6%	
2. 公園・レジャー施設	232 人	12.4%	
3. 病院・医療施設	715 人	38.2%	
4. 介護・福祉施設	1,398 人	74.6%	
5. 商業施設	1,270 人	67.8%	

中央地域拠点 (総人口 : 3,142 人)		カバー 人口	人口カ バー率
1. 公共施設	1,759 人	56.0%	
2. 公園・レジャー施設	2,116 人	67.3%	
3. 病院・医療施設	1,655 人	52.7%	
4. 介護・福祉施設	1,396 人	44.4%	
5. 商業施設	1,592 人	50.7%	

中町地域拠点 (総人口 : 1,809 人)		カバー 人口	人口カ バー率
1. 公共施設	1,426 人	78.8%	
2. 公園・レジャー施設	955 人	52.8%	
3. 病院・医療施設	1,205 人	66.6%	
4. 介護・福祉施設	392 人	21.7%	
5. 商業施設	722 人	39.9%	

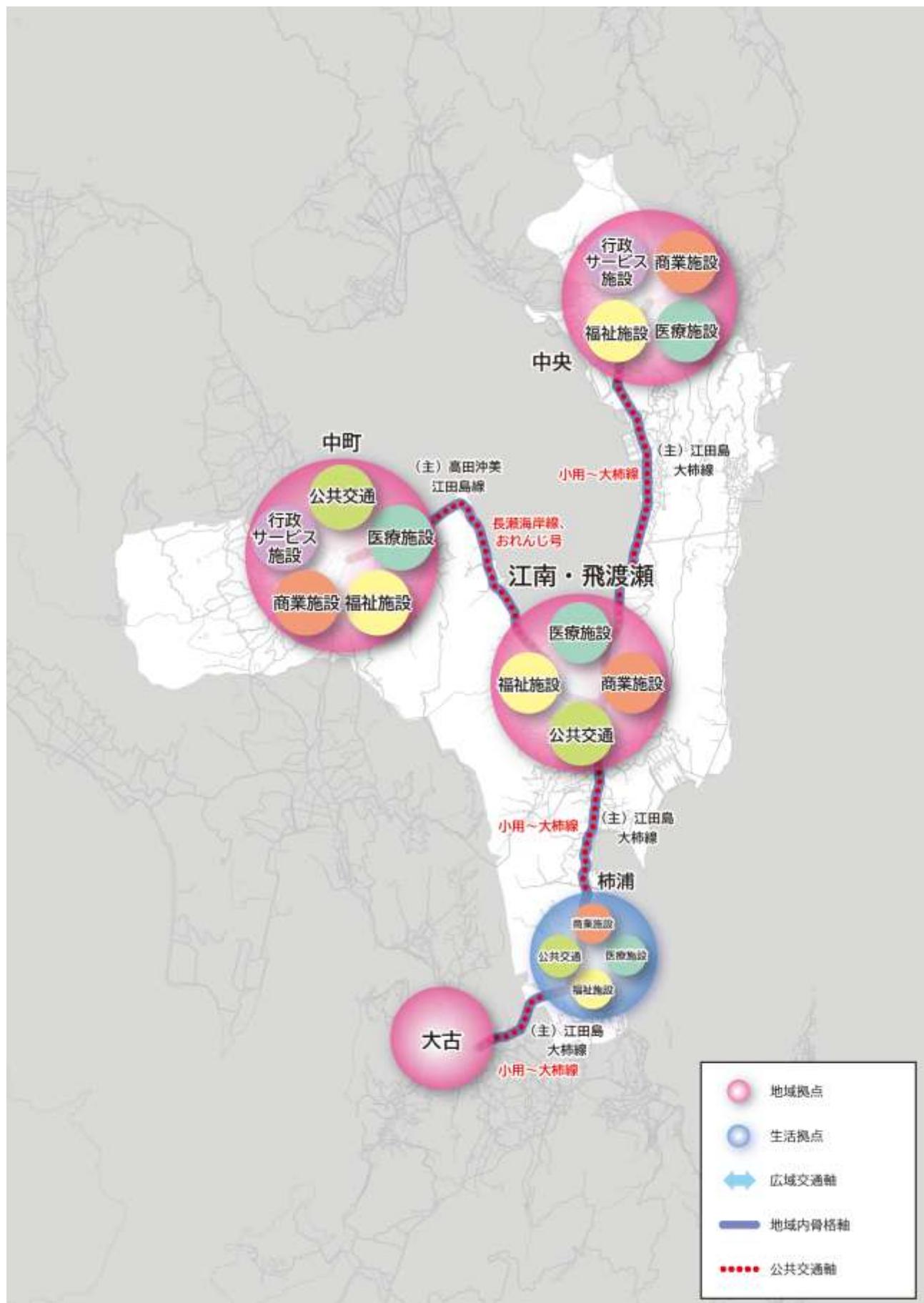
柿浦生活拠点 (総人口 : 1,134 人)		カバー 人口	人口カ バー率
1. 公共施設	824 人	72.7%	
2. 公園・レジャー施設	1,058 人	93.3%	
3. 病院・医療施設	979 人	86.3%	
4. 介護・福祉施設	875 人	77.2%	
5. 商業施設	757 人	66.8%	

秋月コミュニティ拠点 (総人口 : 356 人)		カバー 人口	人口カ バー率
1. 公共施設	269 人	75.6%	
2. 公園・レジャー施設	345 人	96.9%	
3. 病院・医療施設	269 人	75.6%	
4. 介護・福祉施設	0 人	0.0%	
5. 商業施設	0 人	0.0%	

各施設の立地状況とカバー圏域（500m）

資料：江田島市資料

④拠点イメージ



4-2 中部東エリアのまちづくり方針

(1) 都市づくりのテーマ

『便利さと心地よさで人が集うまちづくり』

商業、医療、福祉などの都市機能が集積し、中央地域拠点、中町地域拠点、大古地域拠点のクロスポイントに位置する江南・飛渡瀬地域拠点を中心に、市民の日常生活の利便性を支え、交流や定住を育むまちづくりを目指します。

(2) 都市づくりの目標・施策

【目標1】商業・業務機能の充実による市民の快適な暮らしを支える拠点の機能維持

- ・地域拠点に位置づけられる江南・飛渡瀬における商業機能など様々な都市機能、交通結節機能等の適切な維持管理に努めます。
- ・江南・飛渡瀬地域拠点、柿浦生活拠点等と市街地・集落を結ぶ公共交通の確保に努め、生活道路の整備等による利便性の維持に努めます。



【目標2】地域拠点間のつながりを支える交通結節機能の維持・向上

- ・中央地域拠点や柿浦生活拠点と連絡する主要地方道江田島大柿線、中町地域拠点と連絡する主要地方道高田沖美江田島線の円滑な交通環境の維持に努めます。
- ・デジタル技術等の活用を図りながら、乗継拠点機能の維持・充実、交通ネットワークのあり方を検討します。

【目標3】交流や定住を育む環境整備や魅力の向上

- ・市街地・集落における良好な住宅地としての環境を維持するとともに、建築物の規制・誘導による接道の確保、建物用途の混在化の防止など、用途地域等を活用しながら適切な建築活動の誘導を図ります。
- ・雇用の場として、江南地区の工場集積地における工業地としての土地利用の維持、アクセス道路の適切な維持管理による産業機能の維持を図ります。
- ・観光資源を結ぶ観光ネットワークについて、既存の道路や歩道を活用し、案内看板の設置などを通じて回遊性の向上を図ります。
- ・地域を特徴づける海と島の自然景観の保全を図るとともに、周囲と調和した良好な景観づくりを進めます。

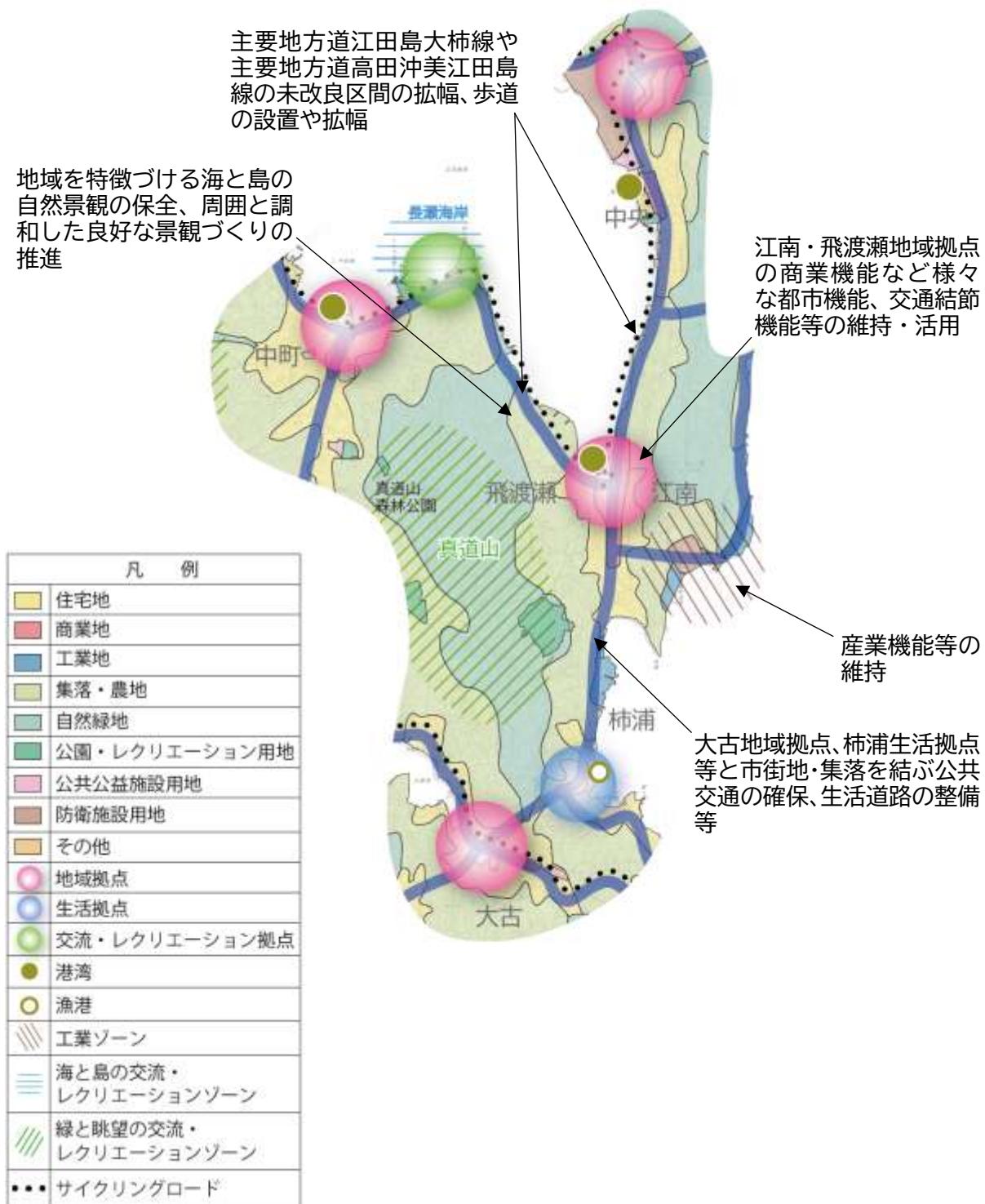
【目標4】安全で便利に暮らせる都市環境の形成（都市基盤の整備、バリアフリー化、防災等）

- ・高密度な市街地における建物の不燃化・難燃化の促進、オープンスペースの確保、避難場所、避難路の確保や老朽住宅及び空き家の適切な管理・活用を誘導します。
- ・主要地方道江田島大柿線や主要地方道高田沖美江田島線の未改良区間の適切な維持管理、歩道の設置や拡幅、バリアフリー化、交差点の改良、緊急車両の通行可能な生活道路の整備など、地域の防災・安全性、利便性・快適性を高める道路環境の改善に努めます。
- ・農林業、観光・レクリエーションの振興等を図るための農道・林道の適切な維持管理に努めます。
- ・公共交通網の維持に努め、主要なバス停周辺の高齢者や障害者等が利用しやすい環境整備を進めます。
- ・市民の身近な憩い・レクリエーションの場としての公園の地域の実情に応じた適切な維持管理と機能の集約化を図ります。
- ・下水道施設、浄化センター・都市下水路、リレーセンターの適切な維持管理、環境センター（最終処分場）の施設・設備の更新などにより快適な生活環境を維持します。
- ・開発許可制度や風致地区など関係法令の適切な運用、景観への配慮などの適切な指導、枯木の伐倒処理や造林、育林、竹林対策とともに、海域環境の浄化に向けた取組などにより、自然環境の保全と活用を図ります。
- ・生活中心地における公共施設の整備・活用、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入、休憩施設や交流・憩いの場などの充実、緑化の推進などにより人にやさしい都市環境の形成を図ります。
- ・土砂災害等の自然災害への対応や浸水被害対策の推進、海岸線の保全を図ります。
- ・建築物の不燃化・耐震化を進めるとともに、市街地・集落における避難場所や避難路などの確保を図ります。

【目標5】市民等と行政との協働による都市づくり

- ・道路や公園、港湾の清掃・美化活動など協働による維持管理を進めます。
- ・公共施設や港湾など、交流の拠点となる場については、情報発信、特産品の販売、交流の場などとしての活用を図ります。
- ・ごみの減量化、リサイクルの推進、ごみのポイ捨て等の防止などによる美しい環境づくり、都市緑化活動や地域資源を活かした観光・交流の取組や美しい景観づくりを促進します。
- ・自治会などの自主防災組織の育成や活動を支援し、地域における安全で安心なまちづくりに努めます。

(3) 都市づくりの方針図



5 中部西エリア

5-1 中部西エリアの現況

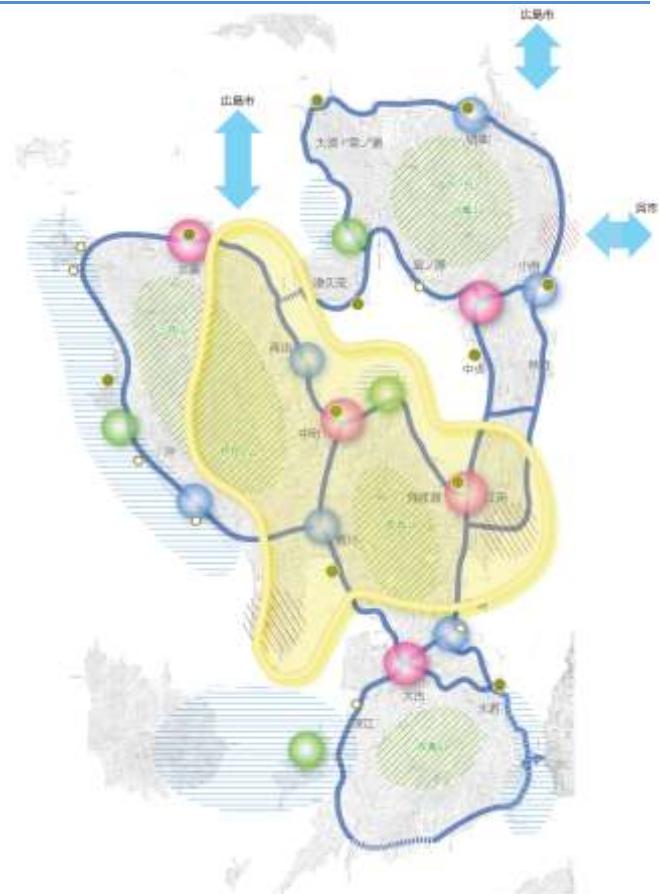
(1) 現況と特性

①位置、地域特性

中部西エリアは、本市の中央部に位置し、広島市と航路で結ばれています。また、中町に市民センターが設置されており、行政サービスの中心地としての役割を担っています。

地域の西部に本市最高峰である野登呂山、東部に真道山を頂点とする自然環境豊かな山林が分布し、その山腹から海岸沿いに市街地・集落が形成されています。

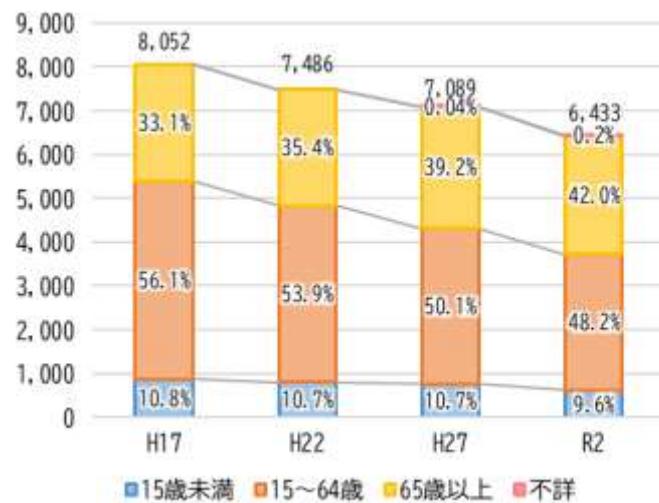
本地域には、民間活力によって新たに整備された観光交流拠点や長瀬海岸、真道山森林公園、鹿川水源地公園などのレクリエーション施設が集積しており、本市の観光・レクリエーション拠点としての役割を担っています。



②居住者の動向

中部西エリアの人口は、令和2(2020)年で6,433人となっており、平成17(2005)年～令和2(2020)年の人口減少率は20.1%（全市は26.8%）となっています。

年齢別三区分別人口割合は、15歳未満9.6%（全市7.6%）、15～64歳48.2%（同48.6%）、65歳以上42.0%（同43.6%）となっており、全市と比較して15歳未満の割合が高くなっています。

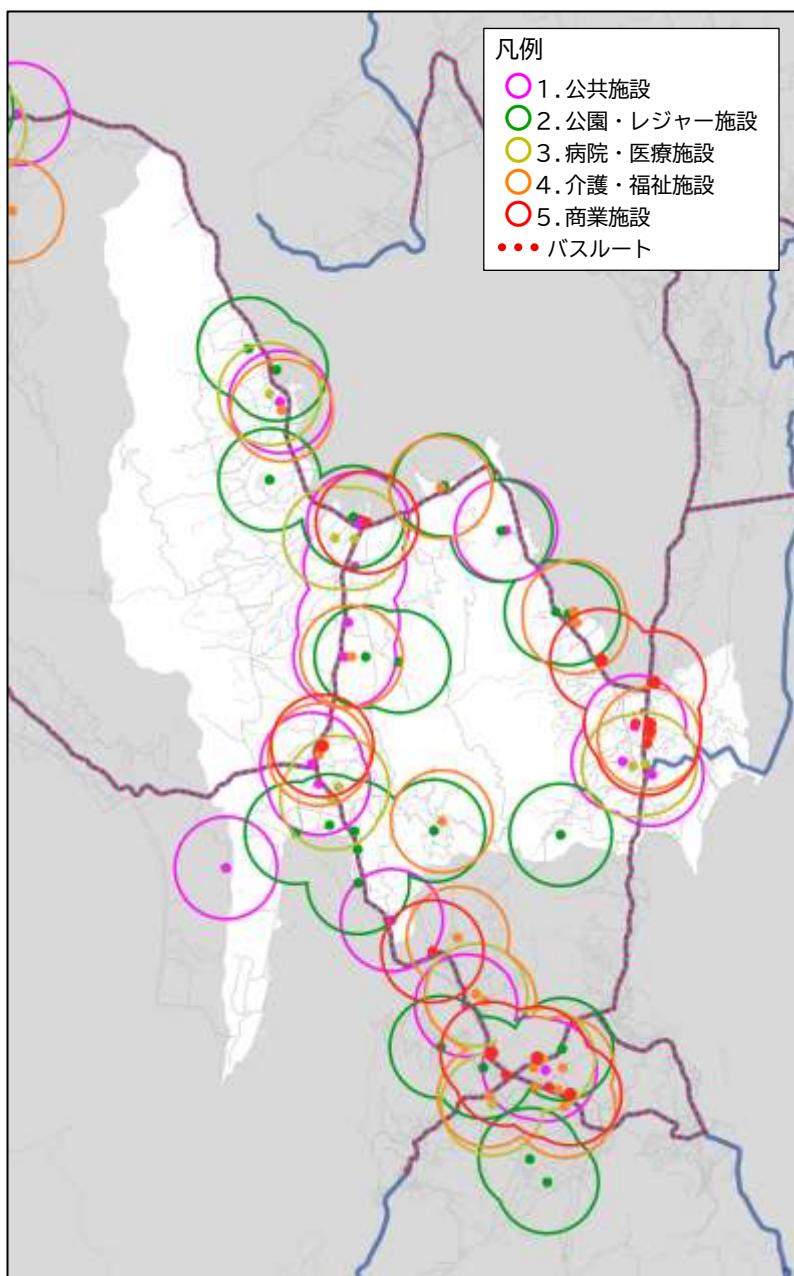


中部西エリアの人口及び年齢三区分別人口の推移

資料 各年国勢調査

③都市機能の立地状況

中町地域拠点における都市機能の立地状況は、「公共施設」(78.8%)、「公園・レジャー施設」(52.8%)、「病院・医療施設」(66.6%)が高い人口カバー率となっており、「介護・福祉施設」(21.7%)、「商業施設」(39.9%)は低い人口カバー率となっています。



各施設の立地状況とカバー圏域（500m）

資料：江田島市資料

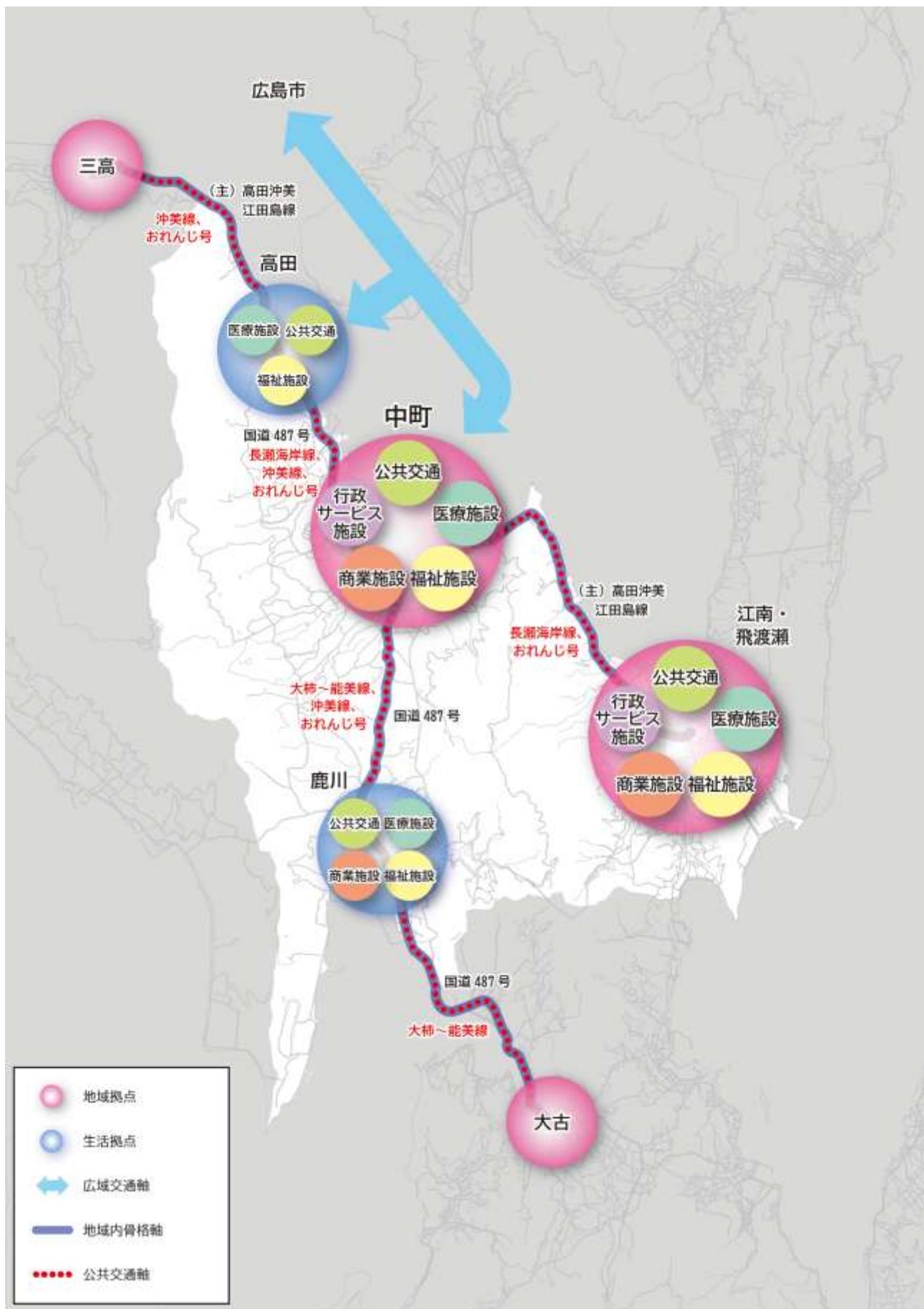
中町地域拠点 (総人口： 1,809 人)	カバー 人口	人口カ バー率
1. 公共施設	1,426 人	78.8%
2. 公園・レジャー施設	955 人	52.8%
3. 病院・医療施設	1,205 人	66.6%
4. 介護・福祉施設	392 人	21.7%
5. 商業施設	722 人	39.9%

高田生活拠点 (総人口： 1,040 人)	カバー 人口	人口カ バー率
1. 公共施設	572 人	55.0%
2. 公園・レジャー施設	900 人	86.5%
3. 病院・医療施設	572 人	55.0%
4. 介護・福祉施設	572 人	55.0%
5. 商業施設	0 人	0.0%

鹿川生活拠点 (総人口： 1,711 人)	カバー 人口	人口カ バー率
1. 公共施設	1,312 人	76.7%
2. 公園・レジャー施設	1,072 人	62.7%
3. 病院・医療施設	692 人	40.4%
4. 介護・福祉施設	590 人	34.5%
5. 商業施設	462 人	27.0%

江南・飛渡瀬地域拠点 (総人口： 1,873 人)	カバー 人口	人口カ バー率
1. 公共施設	1,359 人	72.6%
2. 公園・レジャー施設	232 人	12.4%
3. 病院・医療施設	715 人	38.2%
4. 介護・福祉施設	1,398 人	74.6%
5. 商業施設	1,270 人	67.8%

④拠点イメージ



5-2 中部西エリアのまちづくり方針

(1) 都市づくりのテーマ

『アクティビティでつながるまちづくり』

行政サービス施設をはじめ、商業、医療、福祉などの都市機能が集積した中町地域拠点、高田や鹿川の生活拠点を中心に、観光・レクリエーション施設など地域資源を活かしながら、いきいきとした暮らしやスポーツなどのアクティビティを支え、心も体も健康になる快適なまちづくりを目指します。

(2) 都市づくりの目標・施策

【目標1】行政サービス、スポーツの中心地としての都市機能の維持・活用

- ・地域拠点に位置づけられる中町、生活拠点に位置づけられる高田・鹿川における商業機能など様々な都市機能、交通結節機能等の適切な維持管理に努めます。
- ・中町地域拠点、高田・鹿川生活拠点等と市街地・集落を結ぶ公共交通の利便性の確保、生活道路の適切な維持による利便性の維持に努めます。
- ・広島市への玄関口となる中田港の浮桟橋、物揚場、防波堤、ターミナル施設、駐車場などの適切な維持に努め、施設の長寿命化を図ります。
- ・中町、高田の各桟橋におけるターミナル施設等の適切な維持管理、情報提供機能の確保、バリアフリー化、環境美化に努めます。
- ・高速船の安全運航の確保や、バリアフリー化、案内・情報提供機能等の利便性確保に努めます。
- ・スポーツの中心地として、長瀬海岸や能美運動公園周辺の良好な環境の維持に努めます。



【目標2】観光・レクリエーション客の受け入れ、交流の促進による地域の活性化

- ・民間活力によって新たに整備された観光交流拠点や、長瀬海岸、真道山森林公園、鹿川水源地公園などの観光・レクリエーション施設は、魅力向上のための良好な環境の維持に努めます。
- ・野登呂山、真道山など眺望に優れた山頂、真道山森林公園、鹿川水源地公園などの森林、長瀬海岸をはじめとした自然資源は、その保全に努めるとともに、市民や観光客が自然とふれあえる場としての活用を図ります。
- ・観光資源を結ぶ観光ネットワークについて、既存の道路や歩道を活用し、案内看板の設置などを通じて回遊性の向上を図ります。



【目標3】安全で便利に暮らせる都市環境の形成（都市基盤の整備、バリアフリー化、防災等）

- ・市街地・集落における良好な住宅地としての環境を維持するとともに、建築物の規制・誘導による接道の確保、建物用途の混在化の防止など、都市計画区域や用途地域の指定の検討を行いながら適切な建築活動の誘導を図ります。
- ・高密度な市街地における建物の不燃化・難燃化の促進、オープンスペースの確保、避難場所、避難路の確保や老朽住宅及び空き家の除却、再生、活用などを推進します。
- ・雇用の場として、鹿川地区の工場集積地における工業地としての土地利用の維持、アクセス道路の適切な維持管理による産業機能の維持を図ります。
- ・国道487号や主要地方道高田沖美江田島線における歩道の設置や拡幅、バリアフリー化、交差点の改良、緊急車両の通行可能な生活道路の整備など、地域の防災・安全性、利便性・快適性を高める道路環境の改善に努めます。
- ・農業、観光・レクリエーションの振興等を図るための農道・林道の適切な維持管理に努めます。
- ・桟橋や主要なバス停周辺の高齢者や障害者等が利用しやすい環境の維持・改善に努めます。
- ・市民の身近な憩い・レクリエーションの場としての公園の地域の実情に応じた適切な維持管理と機能の集約化を図ります。
- ・下水道施設、浄化センターの適切な維持管理、環境センター（最終処分場）の施設・設備の更新などにより快適な生活環境を維持します。
- ・生活中心地における公共施設の整備・活用、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入、休憩施設や交流・憩いの場などの充実、緑化の推進などにより人にやさしい都市環境の維持・改善に努めます。
- ・土砂災害等の自然災害への対応や浸水被害対策に努め、海岸線の保全を図ります。
- ・建築物の不燃化・耐震化を進めるとともに、市街地・集落における避難場所や避難路などの確保を図ります。

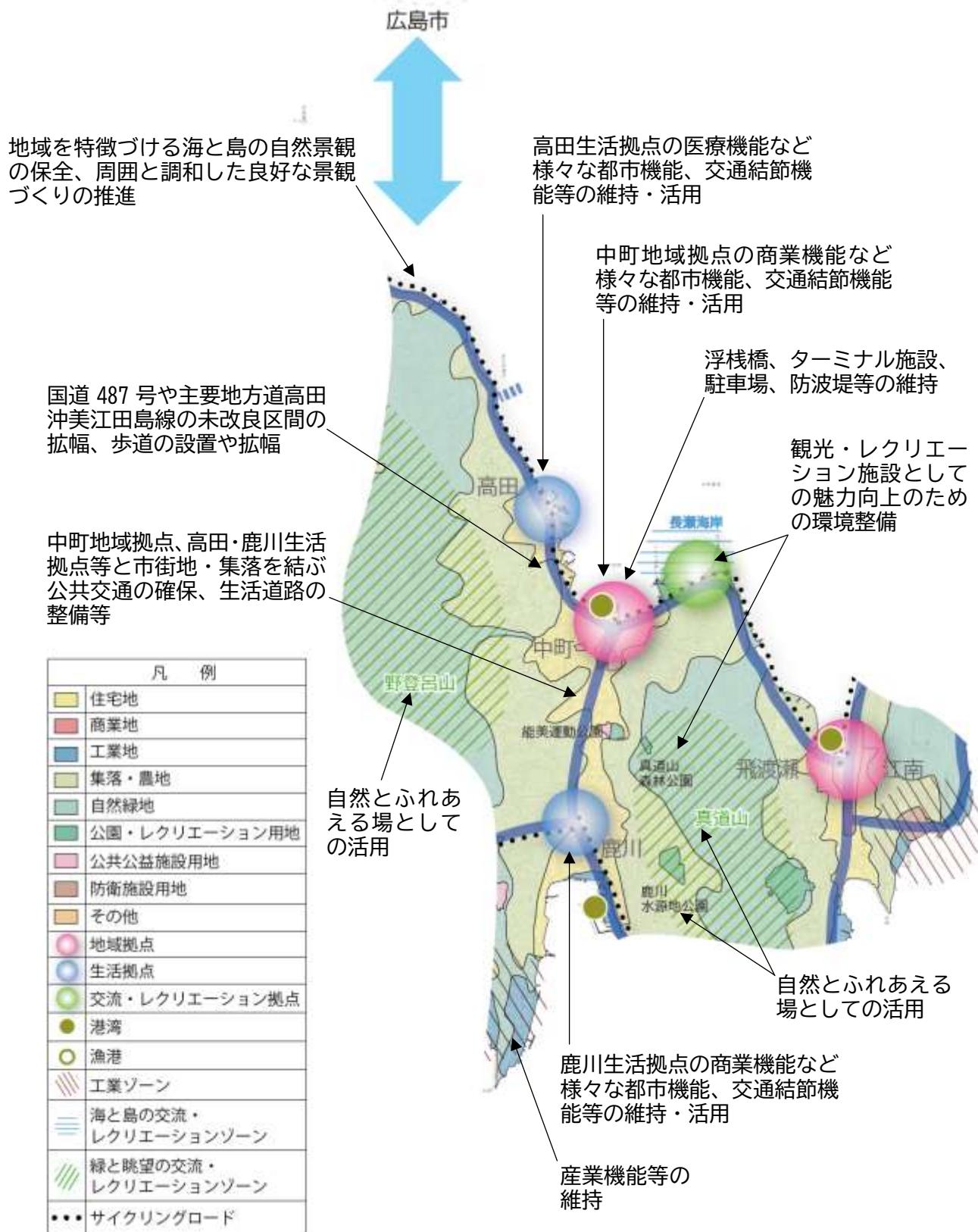
【目標4】地域資源を生かした快適な都市環境の保全と活用（自然環境、景観等）

- ・地域を特徴づける海と島の自然景観の保全を図るとともに、周囲と調和した良好な景観づくりに努めます。
- ・開発許可制度や風致地区など関係法令の適切な運用、景観への配慮などの適切な指導、海域環境の浄化に向けた取組などにより、自然環境の保全に努めます。

【目標5】市民等と行政との協働による都市づくり

- ・道路や公園、港湾の清掃・美化活動など協働による維持管理を進めます。
- ・公共施設や港湾など、交流の拠点となる場については、情報発信、特産品の販売、交流の場などとしての活用を図ります。
- ・ごみの減量化、リサイクルの推進、ごみのポイ捨て等の防止などによる美しい環境づくり、都市緑化活動や地域資源を活かした観光・交流の取組や美しい景観づくりを促進します。
- ・自治会などの自主防災組織の育成や活動を支援し、地域における安全で安心なまちづくりに努めます。

(3) 都市づくりの方針図



6 南部エリア

6-1 南部エリアの現況

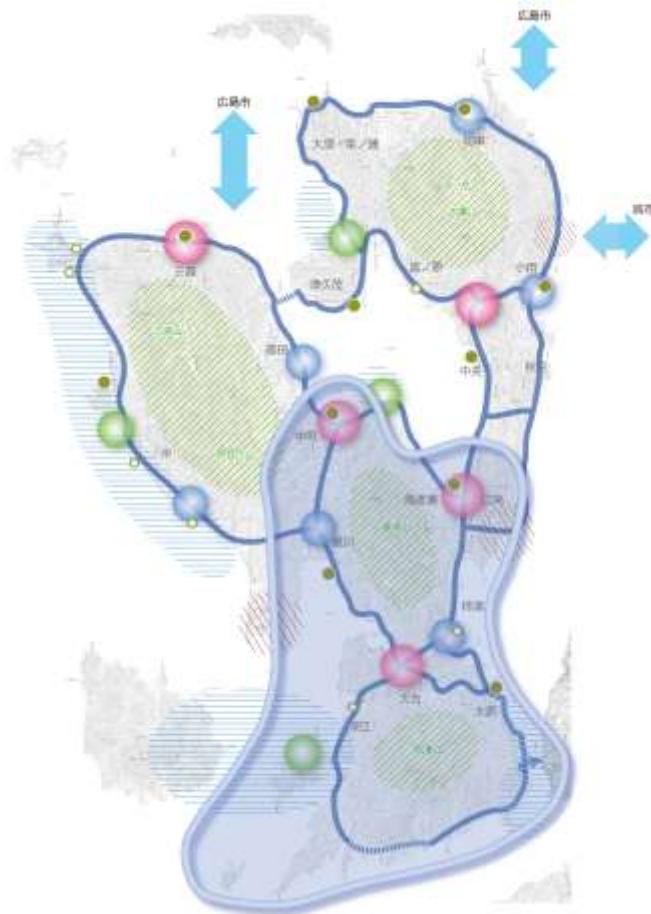
(1) 現況と特性

①位置、地域特性

南部エリアは、本市の南部に位置し、早瀬大橋を経て陸路で呉市と結ばれています。

地域の南部に瀬戸内海を360度展望できる陀峯山を頂点とする自然環境豊かな山林が分布し、その山腹から海岸沿いに市街地・集落が形成されています。

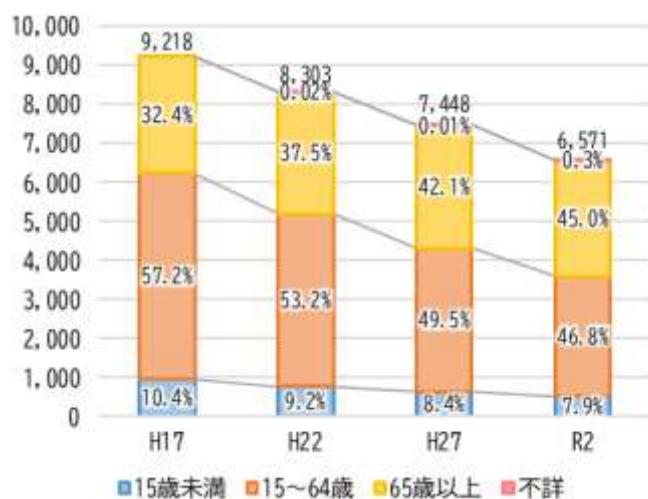
また、陀峯山の南斜面には、羅漢石、天狗岩などの奇岩、巨岩が分布し、自然海岸も多く残されており、特徴的な景観を呈しています。本地域の西部に位置する沖野島には、マリーナ施設などの民間レクリエーション施設が立地しており、大黒神島とともに、海と島の交流レクリエーションゾーンのひとつに位置づけられています。



②居住者の動向

南部エリアの人口は、令和2(2020)年で6,571人となっており、平成17(2005)年～令和2(2020)年の人口減少率は28.7%（全市は26.8%減少）となっています。

年齢別三区分別人口割合は、15歳未満7.9%（全市7.6%）、15～64歳46.8%（同48.6%）、65歳以上45.0%（同43.6%）で、全市と比較して15歳未満と65歳以上の割合が高くなっています。

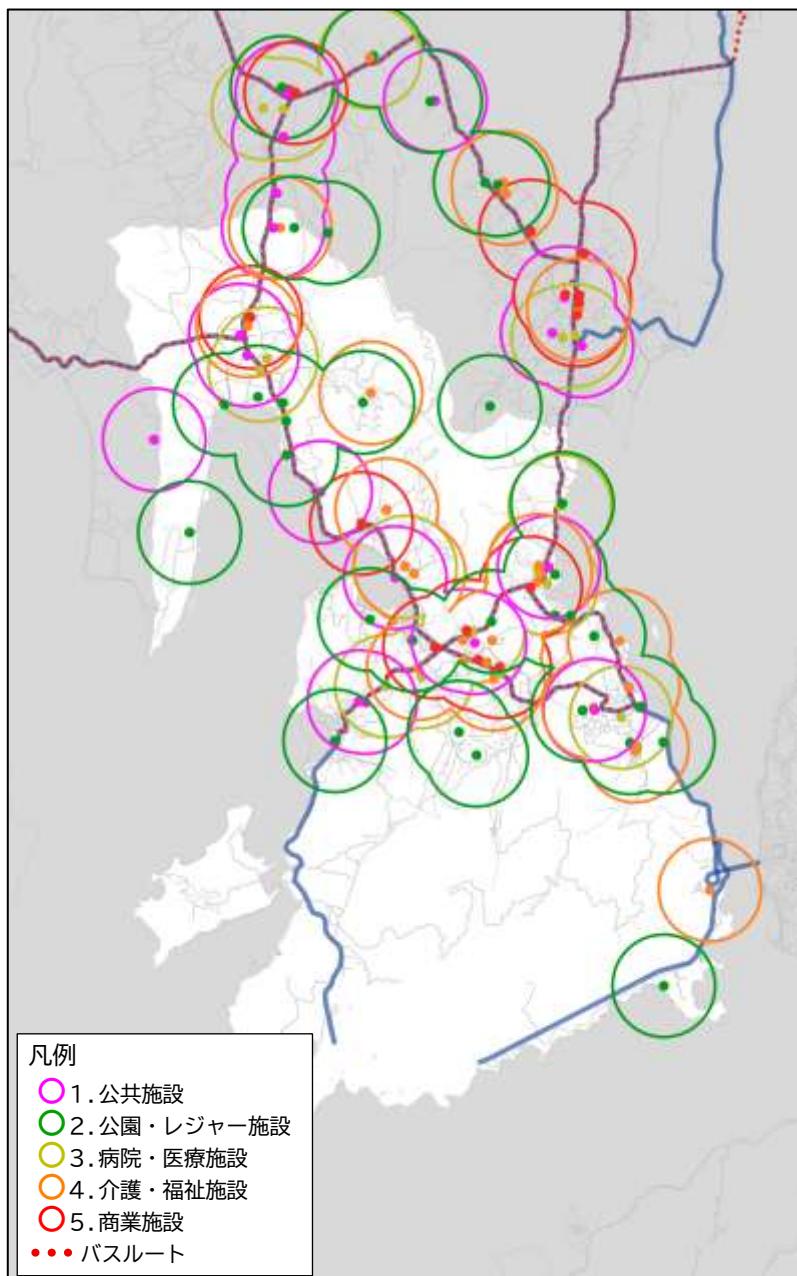


南部エリアの人口及び年齢三区分別人口の推移

資料 各年国勢調査

③都市機能の立地状況

大古地域拠点における都市機能の立地状況は、「公共施設」(61.8%)、「公園・レジャー施設」(77.7%)、「病院・医療施設」(63.5%)、「介護・福祉施設」(81.7%)、「商業施設」(61.5%)と、どれも高い人口カバー率となっています。



各施設の立地状況とカバー圏域 (500m)

資料：江田島市資料

大古地域拠点 (総人口： 2,413 人)	カバー 人口	人口カ バー率
1. 公共施設	1,491 人	61.8%
2. 公園・レジャー施設	1,876 人	77.7%
3. 病院・医療施設	1,533 人	63.5%
4. 介護・福祉施設	1,971 人	81.7%
5. 商業施設	1,485 人	61.5%

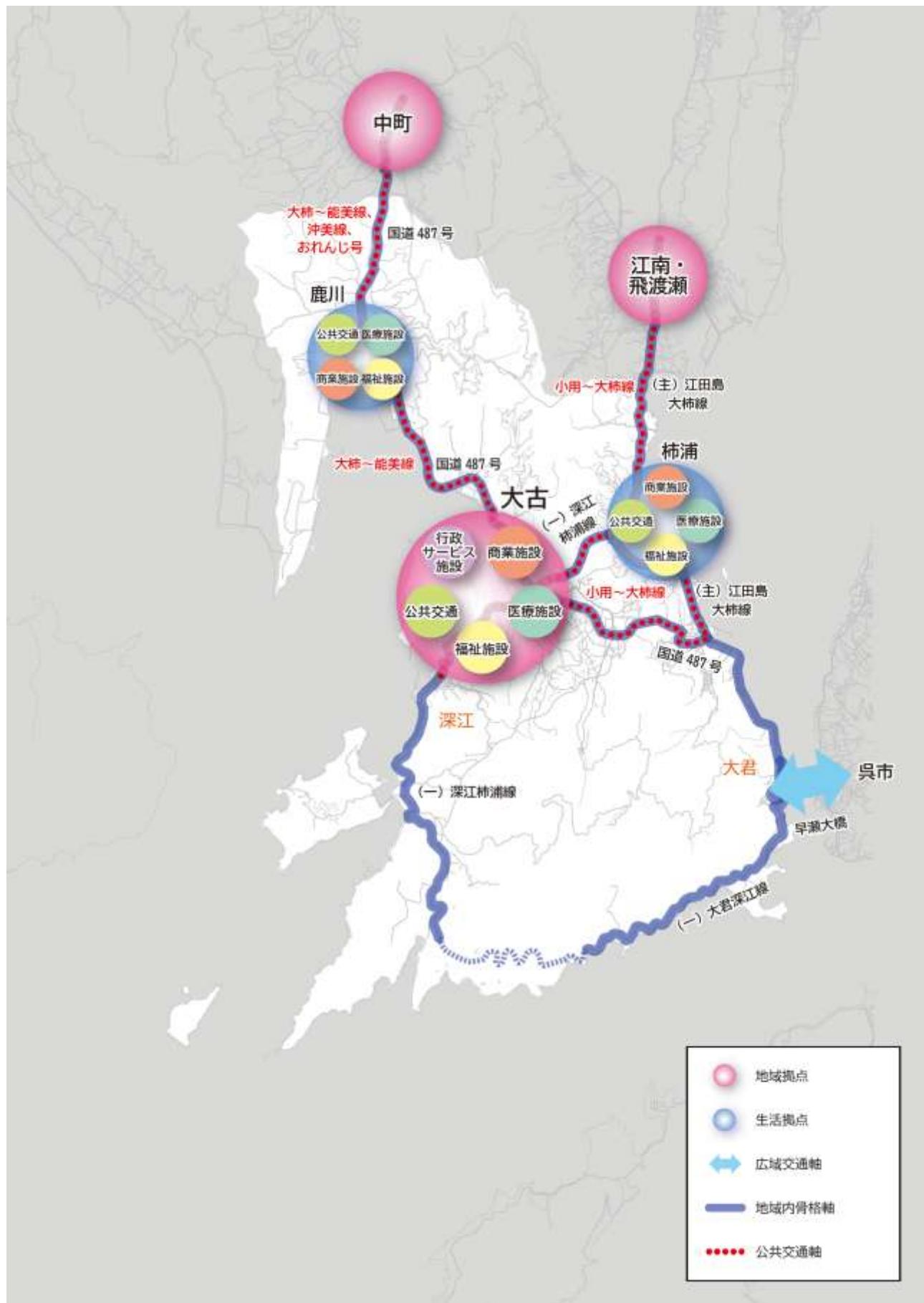
柿浦生活拠点 (総人口： 1,134 人)	カバー 人口	人口カ バー率
1. 公共施設	824 人	72.7%
2. 公園・レジャー施設	1,058 人	93.3%
3. 病院・医療施設	979 人	86.3%
4. 介護・福祉施設	875 人	77.2%
5. 商業施設	757 人	66.8%

鹿川生活拠点 (総人口： 1,711 人)	カバー 人口	人口カ バー率
1. 公共施設	1,312 人	76.7%
2. 公園・レジャー施設	1,072 人	62.7%
3. 病院・医療施設	692 人	40.4%
4. 介護・福祉施設	590 人	34.5%
5. 商業施設	462 人	27.0%

大君コミュニティ拠点 (総人口： 720 人)	カバー 人口	人口カ バー率
1. 公共施設	555 人	77.1%
2. 公園・レジャー施設	630 人	87.5%
3. 病院・医療施設	443 人	61.5%
4. 介護・福祉施設	663 人	92.1%
5. 商業施設	0 人	0.0%

深江コミュニティ拠点 (総人口： 593 人)	カバー 人口	人口カ バー率
1. 公共施設	377 人	63.6%
2. 公園・レジャー施設	357 人	60.2%
3. 病院・医療施設	296 人	49.9%
4. 介護・福祉施設	0 人	0.0%
5. 商業施設	0 人	0.0%

④拠点イメージ



6-2 南部エリアのまちづくり方針

(1) 都市づくりのテーマ

『人が出会い、文化が息づくまちづくり』

呉市への陸の玄関口としての立地特性を活かし、行政サービス施設をはじめ、商業、医療、福祉などの都市機能が集積した大古地域拠点、公共交通の乗継拠点となる柿浦・鹿川の生活拠点、教育・文化施設や観光・レクリエーション施設などを中心に、多様な出会い・交流を促し、文化が息づく快適なまちづくりを目指します。

(2) 都市づくりの目標・施策

【目標1】多様な都市機能の充実により地域の魅力を高める拠点の形成

- ・地域拠点に位置づけられる大古、生活拠点に位置づけられる柿浦・鹿川における商業機能など様々な都市機能、交通結節機能等の適切な維持管理に努めます。
- ・県立大柿高等学校、大柿自然環境体験学習交流館などを生かした教育環境の維持・活用を図ります。
- ・大古地域拠点、柿浦・鹿川生活拠点等と市街地・集落を結ぶ地域交通の確保に努め、生活道路の適切な維持管理による利便性の維持に努めます。



【目標2】呉市への陸の玄関口としての交通機能の維持

- ・呉市と連絡する国道487号の円滑な交通環境の維持に努めます。
- ・デジタル技術等の活用を図りながら、呉市との連携も視野に入れた交通ネットワークのあり方を検討します。

【目標3】観光・レクリエーション客の受け入れ、交流の促進による地域の活性化

- ・沖野島マリーナ周辺、陀峯山などの観光・レクリエーション施設は、魅力向上のための良好な環境の維持に努めます。
- ・陀峯山の眺望に優れた山頂の森林、沖野島などの自然資源は、その保全に努めるとともに、市民や観光客が自然とふれあえる場としての活用を図ります。
- ・観光資源を結ぶ観光ネットワークについて、既存の道路や歩道を活用し、案内看板の設置などを通じて回遊性の向上を図ります。
- ・地域を特徴づける海と島の自然景観の保全を図るとともに、周囲と調和した良好な景観づくりを進めます。



【目標4】安全で便利に暮らせる都市環境の形成（都市基盤の整備、バリアフリー化、防災等）

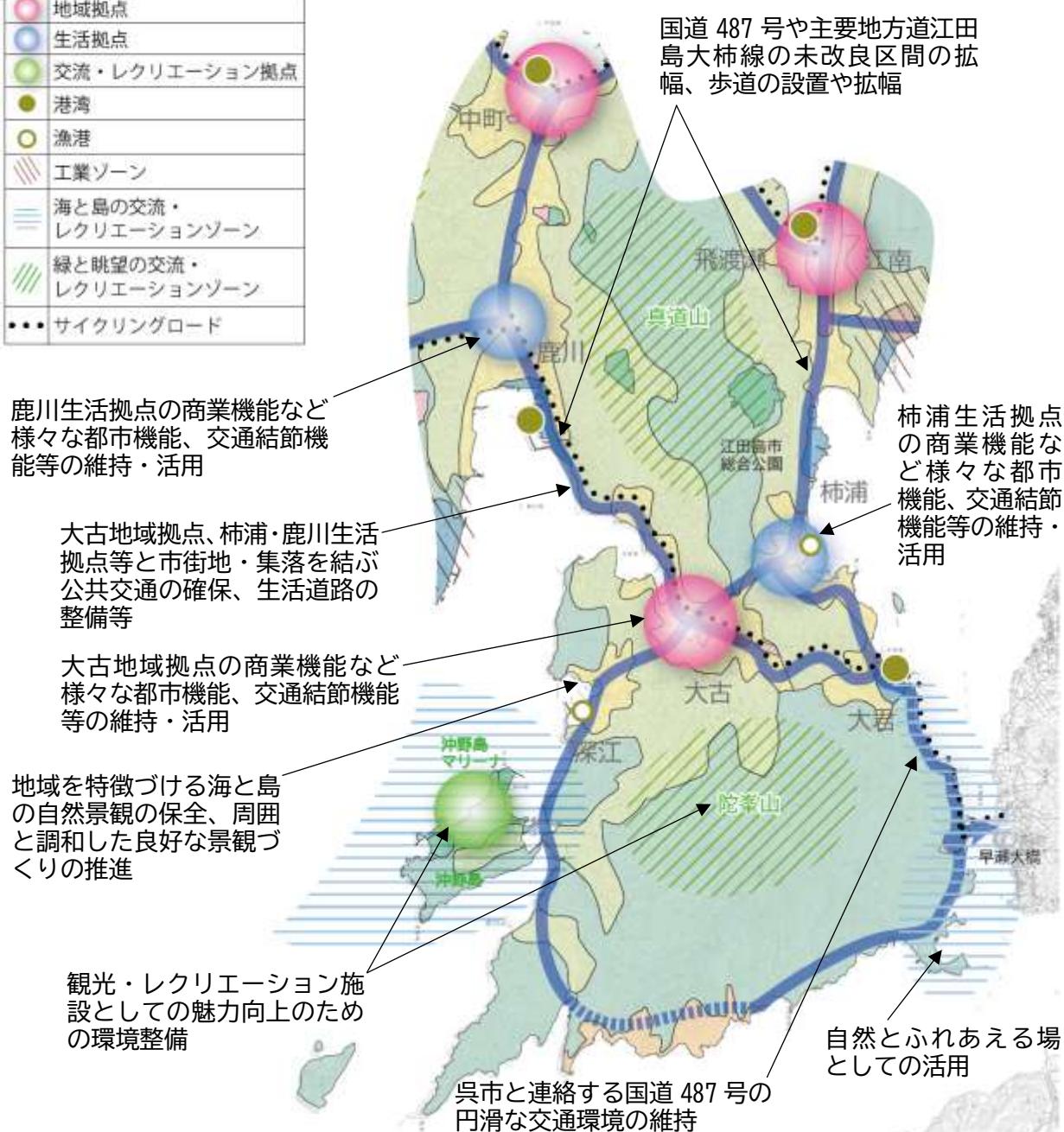
- ・市街地・集落における良好な住宅地としての環境を維持するとともに、建築物の規制・誘導による接道の確保、建物用途の混在化の防止など、用途地域等を活用しながら適切な建築活動の誘導を図ります。
- ・高密度な市街地における建物の不燃化・難燃化の促進、オープンスペースの確保、避難場所、避難路の確保や老朽住宅及び空き家の除却、再生、活用などを推進します。
- ・国道487号や主要地方道江田島大柿線の未改良区間の適切な維持管理、歩道の設置や拡幅、バリアフリー化、交差点の改良、緊急車両の通行可能な生活道路の整備など、地域の防災・安全性、利便性・快適性を高める道路環境の改善に努めます。
- ・農業、観光・レクリエーションの振興等を図るための農道・林道の適切な維持管理に努めます。
- ・公共交通網の維持に努め、主要なバス停周辺の高齢者や障害者等が利用しやすい環境整備を進めます。
- ・江田島市総合運動公園、市民の身近な憩い・レクリエーションの場としての公園の地域の実情に応じた適切な維持管理と機能の集約化を図ります。
- ・下水道施設、浄化センターや都市下水路の適切な維持管理、環境センター（最終処分場）の施設・設備の更新などにより快適な生活環境を維持します。
- ・開発許可制度や風致地区など関係法令の適切な運用、景観への配慮などの適切な指導、海域環境の浄化に向けた取組などにより、自然環境の保全と活用を図ります。
- ・生活中心地における公共施設の整備・活用、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入、休憩施設や交流・憩いの場などの充実、緑化の推進などにより人にやさしい都市環境の維持・改善に努めます。
- ・土砂災害等の自然災害への対応や浸水被害対策の推進、海岸線の保全を図ります。
- ・建築物の不燃化・耐震化を進めるとともに、市街地・集落における避難場所や避難路などの確保を図ります。

【目標5】市民等と行政との協働による都市づくり

- ・道路や公園、港湾の清掃・美化活動など協働による維持管理を進めます。
- ・公共施設や港湾など、交流の拠点となる場については、情報発信、特産品の販売、交流の場などとしての活用を図ります。
- ・ごみの減量化、リサイクルの推進、ごみのポイ捨て等の防止などによる美しい環境づくり、都市緑化活動や地域資源を活かした観光・交流の取組や美しい景観づくりを促進します。
- ・自治会などの自主防災組織の育成や活動を支援し、地域における安全で安心なまちづくりに努めます。

(3) 都市づくりの方針図

凡 例	
■	住宅地
■	商業地
■	工業地
■	集落・農地
■	自然緑地
■	公園・レクリエーション用地
■	公共公益施設用地
■	防衛施設用地
■	その他
●	地域拠点
●	生活拠点
●	交流・レクリエーション拠点
●	港湾
○	漁港
▨	工業ゾーン
▨	海と島の交流・ レクリエーションゾーン
▨	緑と眺望の交流・ レクリエーションゾーン
···	サイクリングロード



1 協働によるまちづくりの推進

市民、事業者、行政がそれぞれの役割と責務を共有し、連携・協働しながらまちづくりを進めます。

(1) 情報の公開と市民の意見の把握・反映

市民の都市計画に対する理解を深め、協働によるまちづくりを推進するため、市広報、ホームページ、自治会の会合など多様な機会を通じて、都市計画に関する各種制度、仕組み、本計画の内容などの周知を図ります。特に次代を担う子どもたちに対しては、学校教育などを通じてまちづくり等に関する分かりやすい情報を提供し、理解を深めるよう努めます。

また、計画の策定や見直し時には、広報・広聴活動の充実、パブリックコメント、インターネットの活用などにより、市民の意見の把握に努めます。

(2) 市民参加と協働のまちづくりの推進

市民との協働による安心して住み続けられるまちづくりを実現するため、地域における防災、防犯活動、良好なまち並み景観形成などに向けた市民自治組織等の取組みを支援し、市民による自主的、主体的なまちづくり活動を促進します。

また、まちづくりに対するアドバイスや資金的な協力、参加・参画など、様々な支援が受けられるよう、市民や企業等に加え、関係人口・交流人口などの人的ネットワークづくりに努めます。

2 総合的・効率的な都市づくりの推進

2-1 計画的で効率的な都市づくりの推進

厳しい財政状況のもとで、市民ニーズや都市計画課題に的確に対応するため、全市的なまちづくりに係る施策との整合に配慮しながら、計画的で効率的な施策の推進を図ります。

また、今後の都市施設等の整備、維持・管理等に当たっては、市民の意見を取り入れた施設整備、市民の参加による都市施設の維持・管理を進めるなど、市民と行政との協働により、市民ニーズに対応し、かつ効率的な施策の推進を図ります。具体的な都市計画の決定や各種施策を、計画的かつ効率的に推進するとともに、市民や事業者による都市づくり活動への支援をはじめ、様々なコーディネートに取り組みます。

(1) 都市計画の適切な運用

都市計画マスターplanの実現に向けて、本計画に基づいて、土地利用、建築活動を適切に規制、誘導するとともに、都市施設の整備、良好な景観の維持・形成、地区計画制度の活用による身近なまちづくりなどを進めるため、土地利用誘導や都市計画施設など、適切な都市計画の決定・変更を行います。さらに、将来都市構造の実現に向けて、用途地域の指定、変更（区域の拡大や用途の転換を含む）を適切に行います。

こうした状況を踏まえ、社会情勢の変化や都市づくりに求められるニーズを踏まえながら、都市計画制度の適切かつ効果的な運用・活用を図ります。

(2) 計画的かつ効率的な施策の推進

本計画の実施に当たっては、上位計画である江田島市総合計画及び、国土強靭化地域計画、公共施設等総合管理計画、インフラ整備計画、地域公共交通計画等の関連計画との整合性を確保するとともに、計画相互の調整、必要に応じた修正等を行いながら、効果的に施策を推進します。

持続可能な財政運営との整合を図るために、施策・事業の優先度や重要度に加え、既存ストックの有効活用の視点も踏まえて検討を行い、計画的かつ効率的に各種施策・事業を推進します。

(3) 官民連携まちづくりの推進

地域拠点や生活拠点のにぎわいの創出や都市の魅力向上を図るため、官と民が連携して一体的にまちづくりに取り組む官民連携まちづくりを推進します。

新たな価値の創造や地域課題の解決に向けて、民間のノウハウやアイデアを積極的にまちづくりに活用しながら、市街地開発事業の活用促進など、民間のまちづくりを適切に誘導します。

2－2 推進体制の充実

都市計画マスターplanの実現に向けて、様々な主体との連携体制を充実させ、適切な役割分担のもとに推進していきます。

(1) 庁内関係部局の連携

都市計画に関連する行政領域は広範囲に渡り、計画の実施に当たっては、関係する部局との緊密な連携が重要です。

このため、都市計画マスターplanの内容を庁内全体で共有し、関係部局との連絡会議や意見交換会等の開催をはじめ、部局間の緊密な情報交換や連絡調整により関連施策との連携を図りつつ、都市づくりに関する総合的な展開を図ります。

(2) 国、県等の連携

都市計画マスターplanに掲げる都市の将来像や方針の実現に向けて、本市の都市計画課題に適切に対応した都市計画を推進するため、国、広島県など関係機関等との連携を強化し、国道、主要地方道、一般県道、港湾の整備促進など、本計画の各施策への積極的な支援を要請するとともに、補助事業等の各種制度を効率的に活用します。

また、広島市、呉市など周辺自治体と広域的な調整・連携を図りながら、交通対策、廃棄物処理対策、海域環境の浄化、観光振興、定住促進などの事業の効果的な展開を図ります。

(3) 民間事業者、まちづくり団体等との連携

地域主体のまちづくり活動や地域運営の具体化を図るため、まちづくりに関わる人材の発掘、担い手の育成、仲間づくりや組織づくり、まちづくり活動の支援など、多様な主体が連携した地域主体のまちづくりを推進します。

2－3. DXによる都市づくりの推進

これから時代において、豊かな生活や多様な暮らし方を支える「人間中心のまちづくり」を実現するためには、基盤となるデータ整備やデジタル技術の活用を進め、都市における新たな価値創出や課題解決を図ることが求められています。

人口減少社会や少子高齢化の進展、多様化・複雑化する様々な都市づくりの課題を背景として、デジタル技術、その基盤となる情報通信ネットワークといった先端技術を積極的に活用し、子どもから高齢者まですべての人が快適に暮らし働くことができる社会の実現を目指します。あらゆる分野においてまちづくりDXを推進し、都市空間における体験や活動をより豊かにしていく取組も進めていきます。

(1) インフラ整備や都市計画分野におけるDXの推進

GISの活用等による空間解析やデータの見える化など、デジタル技術等を活用しながら快適で利便性の高い市街地整備を図ります。

デジタルデータの積極的な活用や社会基盤のオープンデータ化を推進します。

(2) 地域やプロジェクトの特性に応じたスマート化の推進

デジタル技術等の先端技術を活かしながら、より効果的・効率的な運行体制の構築を図ります。

各種手続きのデジタル化をはじめ、災害時の情報の取得。共有、SNSや防災アプリ等を活用したリアルタイムな情報発信、国内外の観光客への観光情報の発信、スマート農業など、さまざまな分野でのデジタル技術の活用を推進します。

3 定期的な分析・評価と見直し

3-1 計画的な進行状況の確認

都市計画マスターplanは、20年後を見据えた10年後を目標年次として都市づくりの方向性を示すものであるため、今後の各種施策や事業は社会経済情勢等を踏まえつつ段階的に取り組むことになります。

また、都市づくりを進めるためには、都市計画の分野だけでなく、教育や福祉、環境、観光等の様々な分野と連携し、総合的に進めていく必要があります。そのため、庁内の関係各課と調整・連携し、関連する個別計画と整合を図りながら、各種施策や事業に取り組みます。

このため、本計画に基づく施策を着実かつ効果的に推進するため、定期的な分析・評価を行うことで、将来都市像の実現を目指します。

3-2 計画の見直しの考え方

今後の社会経済情勢や国、県における都市計画に係る政策の変化、本市における都市計画施策の効果に対する評価、都市データの分析による本市の動向等を踏まえ、上位計画や関連計画との整合を図りながら、必要に応じて計画の見直しを行います。特に、本計画の方針に基づき居住や都市機能の誘導を図る区域等を定める関連計画とは密接に連携し、同計画の運用状況を踏まえ、本計画の見直しを適切に行います。

3-3 中長期的な取組

都市計画マスターplanの実現に向けた中長期的な取組として、本計画は対象区域を全市域としております。今後の人口動態や土地利用の動向、開発の状況等を注視し、市街化の圧力が全体として低下している本市の状況や、関連計画における誘導区域等の設定方針を踏まえ、都市計画区域のあり方について、広島県と協議のうえ、中長期的な視点で見直しを検討します。